平成24年第3回板倉町議会定例会

議事日程(第2号)

平成24年9月6日(木)午前9時開議

日程第 1 一般質問

○出席議員(11名)												
1番	今	村	好	市	君	2番	荒	井	英	世	君	
3番	川野	,辺	達	也	君	4番	延	山	宗	_	君	
5番	小 森	谷	幸	雄	君	7番	黒	野	_	郎	君	
8番	市][[初	江	さん	9番	青	木	秀	夫	君	
10番	秋	山	豊	子	さん	11番	荻	野	美	友	君	
12番	野	中	嘉	之	君							

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町		長	栗	原		実	君
教 育	Ĩ	長	鈴	木		実	君
総 務	課	長	田	П		茂	君
企画財	政 課	長	中	里	重	義	君
戸籍税	務課	長	長 谷	Ш	健	_	君
環境水	道課	長	鈴	木		渡	君
福祉	課	長	永	井	政	由	君
健康介	護 課	長	小	嶋		栄	君
産業振	興 課	長	山	П	秀	雄	君
都市建	設 課	長	小 野	田	玉	雄	君
会計管	萝理	者	荒	井	利	和	君
教 育	是 員 局	会 長	根	岸	_	仁	君
農業 3事務	員局	会 長	山	П	秀	雄	君

○職務のため出席した者の職氏名

 事務局長
 小野田 吉 一

 庶務議事係長
 伊 藤 泰 年

行政安全係長兼 議会事務局書記 根 岸 光 男

開議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

〇議長(野中嘉之君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

〇一般質問

○議長(野中嘉之君) 本日の会議は一般質問です。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、青木秀夫君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[9番(青木秀夫君)登壇]

○9番(青木秀夫君) おはようございます。よろしくお願いします。今年も9月に入りましたが、相変わらずの残暑で、6年連続総理大臣の交代と同じように、すっかり9月の残暑も定着してきてしまったのではないかなと思います。

間もなく7年連続の総理大臣の交代というようなことも確実になっているようですが、近いうちとか、近い将来とかという国民不在の党利党略による衆議院解散の時期次第で、もう年内にも7年連続の総理交代も確実になっているのではないかなと言われております。

衆議院の解散が間近に迫っている状況の中で、唯一芸能人並みに注目をされ、存在感を示している大阪の橋下市長ですけれども、言動については後の祭りとならないように冷静で沈着な判断、対応が求められているのではないかと思うのです。あのドイツのヒトラーも、イラクのフセインも、民主的な選挙を経て独裁者になったという歴史もあるわけですけれども、そういう点を踏まえて橋下人気、橋下ブームには、私は個人的には大変心配しているところです。

当町においてもリーマンショック以降、低迷していたニュータウンの住宅販売、ヤマダ電機とエス・バイ・エルの進出が現実となり、さらに駅前にヤマダ電機が店舗オープンという明るいビッグニュースも入って、大いに期待しているところです。このヤマダ電機の進出とネームバリューが起爆剤となって、板倉ニュータウンの活性化、そして完成に弾みがつくのではないかと大いに期待しているところです。板倉町もヤマダ電機や企業局と連携してニュータウンの活性化、一日も早い完成となるように、あらゆる面で町一体となって最大限の協力をしていく必要があるかと思うので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

さて、質問に入らせていただきますが、途中で時間切れになってはということも考えまして、申しわけありませんが、後の国民健康保険特別会計の管理・運営から先に入らせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

国民健康保険特別会計の管理・運営に当たっては、国民健康保険の保険者である市町村は行政機関としての一面と、民間の生命保険や損害保険会社と同様の保険事業者としての地位というか、2つの顔を持っていると思うのです。行政機関であって、保険事業者であるという2つの顔、2つの役割について、小嶋課長はどのようにそれを受けとめているか、まずお伺いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

「健康介護課長(小嶋 栄君)登壇

〇健康介護課長(小嶋 栄君) ただいまの質問でございますけれども、私ども市町村、保険者といたしましては、今議員さんがおっしゃられたとおり、市町村としての行政上の役割と保険者としての保険事業の役割、二面を持っていると思います。

その二面につきましては、私ども地方自治法並びに国保法、あとは健康保険法等により忠実にやるべきだと考えておりまして、私どもとしましては、その二面性は持っていると認識しております。

以上です。

- 〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。
- ○9番(青木秀夫君) 行政機関と保険事業者という2つの顔、2つの役割を持っているという認識という前提でまた伺っていきますけれども、国民健康保険法という行政法が適用されると同時に、民法や商法の法律関係も必然的に伴っていると。そして、刑法の保護法益の対象にも当然なっているということであると思うのです。

国民健康保険特別会計の管理・運営に当たっては、国民健康保険法、先ほど小嶋課長が言ったような、という行政法の適用を中心として、民法とか、あるいは刑法等の法律関係も当然関係しているわけです。その点について小嶋課長はどのように認識を持っているか、お伺いしたいのですけれども。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

「健康介護課長(小嶋 栄君)登壇

○健康介護課長(小嶋 栄君) まず、刑法に関しましては、国民健康保険法並びに条例等によります罰則 規定につきましては、刑法ではございませんけれども、行政刑罰等が適用されると思っておりますし、私ど もが携わっている事務につきましては、健康保険法並びに国民健康保険法が適用され、診療報酬等の請求に 関しては民法上、民法が適用されるという認識しております。

〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。

○9番(青木秀夫君) それでは、この通告に従って入っていきたいと思うのですけれども、診療報酬の請求書、レセプトですね、このレセプトの発行から支払いに至るまでの経路をどのような経路をたどってその支払いに至っているのか、わかりやすく簡単に具体的に示していただきたいのですけれども。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

「健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

- **〇健康介護課長(小嶋 栄君)** ご質問の診療報酬明細書の発行と流れの経路でございますけれども、被保険者、つまり患者さんでございますけれども、患者さんを病院等が診療するということになりますと、その診療行為を1カ月ごとにまとめまして、それを請求するわけです。その請求書がいわゆる診療報酬明細書と言われるものでございまして、病院はその診療報酬明細書を、国保であれば……
- ○9番(青木秀夫君) 国保に限定してで結構です。
- **〇健康介護課長(小嶋 栄君)** 群馬県の国民健康保険団体連合会へ請求します。

その請求を受けました連合会では、各市町村ごとにその診療報酬明細書をまとめまして、各市町村にそれ を請求するわけです。その請求をもらった各市町村では、連合会に翌月までに支払いをし、連合会ではそれ を受けまして、各病院へ支払いをするというような流れになっております。

- 〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。
- **〇9番(青木秀夫君)** そういう請求書の、レセプトの流れの中で、板倉町の国民健康保険会計に届いた請求書、レセプトの中に不正請求の疑いのあるレセプトを見つけた場合に、板倉町の国保会計はどのような措置をとられているのか、伺いたいです。
- ○議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

○健康介護課長(小嶋 栄君) その医療費の請求書、診療報酬明細書に不正な点が見受けられると、そういう点がありましたら、私どもとしてはまず国民健康保険団体連合会のほうに再審査請求等をします。ただし、かなり不正が大きいといいますか、悪質だというようなケースであれば、群馬県の国保援護課というところに情報を提供し、指示を仰ぐということになります。

〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。

○9番(青木秀夫君) 2つの方法があるという答弁のようですけれども、1つは例えば単純な計算ミスとか、そういった場合には国保連合会に再検査を要求すると。そして、不正の疑いが、非常に濃厚なものについては、群馬県の国保援護課に届けて指示を仰ぐということのようですけれども、それでは不正請求の疑いの濃いレセプトがあった場合だけについて伺うようにしたいと思います。その疑いの濃厚なものを群馬県の国保援護課に資料を提供して指示を仰ぐということについて、その件に限ってだけ伺っていきたいと思うのです。

この板倉町の国保会計が不正の疑いのあるレセプトを群馬県の国保援護課へ提供すると。そうすると、その後、群馬県の国保援護課はどうされるのでしょうか。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

- **〇健康介護課長(小嶋 栄君)** 群馬県のほうに情報提供しましたその診療報酬の内容を、群馬県では厚生 労働省の下部組織であります関東信越厚生局群馬事務所というところがございますが、前橋にあるのですけ れども、そちらと協議をするというような段取りになります。
- 〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。
- ○9番(青木秀夫君) 群馬県は、関東信越厚生局と連携を図って不正請求の疑いのあるレセプトについて 監督、監査に当たるということのようですが、その調査結果については、板倉町が出した場合には何らかの 通知といいますか、回答は、返事が来るのでしょうか。どういう調査結果が戻ってくるのでしょうか。
- ○議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

- **〇健康介護課長(小嶋 栄君)** 情報提供した結果につきましては、私ども市町村もしくは保険者には一切連絡もないし、報告もございません。ただし、その地方厚生局なり群馬県が、不正請求が悪質だということで保険医の取り消しもしくはそういったことがあれば公表されるということになりますけれども、その途中経過を含めて結果については一切私どものほうには何の報告もないということになります。
- 〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。
- ○9番(青木秀夫君) 板倉町の国保会計が大事な資料を提供しても、群馬県の国保援護課からは、板倉町

に対して何ら報告も一切ない、そういうことなのですね。そうであったら、その調査結果について板倉町の 国保会計、こちら側から問い合わせとか回答を求めるということはできないのですか。その資料を例えば提供したことに対してですよ、そういう回答を求めるということはできないのですか。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

〇健康介護課長(小嶋 栄君) 市町村もしくは保険者には、そういった請求することはできませんし、地方厚生局並びに群馬県におきましてもそれを報告する義務もないということで、群馬県には確認をしております。

〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。

○9番(青木秀夫君) 板倉町の国保会計がですよ、不正請求の疑いのあるレセプトを群馬県に提出しても、県も国も回答する義務はないと。一方で、板倉町は県や国の無回答に対して、回答を求める権限もないと、求めることもできないという答弁のようなのですけれども、それが事実であるとすれば、そんな規則は、国民健康保険法の中にどこにそんなものが載っているのか、示していただきたいと思うのですよ。それとも、いろいろな政令だとか、あるいは省令だとか、もう数限りないいろんな規則があると思うのですけれども、そういうものの中にそういう規定があるのでしょうか。

○議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

「健康介護課長(小嶋 栄君) 登壇

〇健康介護課長(小嶋 栄君) 私どもから情報提供しまして、その結果についての報告する権利もしくは 義務等についての法令的な記載はどこにもございません。しかし、国民健康保険法の第45条の2というとこ ろがあるのですけれども、そこには保険の医療機関への監督、監査、指導の権限というのが載っていまして、 そこの条文でいきますと、「医療機関に対する監査、監督、指導の権限は、厚生労働大臣もしくは群馬県知 事のみにある」というような条文がございまして、そのようなことが適用されていくのかなと思います。

〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。

○9番(青木秀夫君) ところで、不正の疑いのあるレセプトを見つけた場合には、県の国保援護課に不正の疑いのあるレセプトを提供するというのは、その国民健康保険法45条にあるとのことですが、それでは伺いますけれども小嶋課長、国民健康保険法の65条の3項をよく見てください。しっかりと見てくださいね。そこにこういうふうに書いてあるのですよね。保険者、保険者ってこれ板倉町の国保ですよね。「保険者は、医療取扱機関が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払いを受けたときは、当該療養取扱機関に対してその支払った額を返還させることができる。また、その返還させる額に100分の140を乗じて得た額を支払わせることができる」とありますね。

ということは、不正請求があった場合には、県、厚生労働省とは別に、保険者である板倉町国保会計にも 単独でも返還させる権限がここに規定されているのと違いますか。どうでしょうか。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

〇健康介護課長(小嶋 栄君) 確かに65条の3には、保険者は不正により取得した診療報酬については、 その診療報酬の100分の140ですか、を付加することが、返還させることができるということでございますが、 これは還付加算金のような性質と言われておりまして、利息もしくは故意または重大な過失によって他人の 権利を侵害したことによる損害賠償ということに該当するというような認識でおります。

- 〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。
- **〇9番(青木秀夫君)** ところで、参考までに伺いたいのですけれども、この65条3項に基づいて不正請求に対して返還をさせたという事例は過去に幾つかあるのでしょうか。
- 〇議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

〇健康介護課長(小嶋 栄君) 本町においては、今まで一件も例はないと認識しておりますけれども、群 馬県に確認しましたところ、群馬県においても1件ぐらい過去にあったというような例は聞いております。 以上です。

- 〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。
- ○9番(青木秀夫君) 偽りその他不正の行為によって支払った医療費に対して返還させることができるというだけが、この65条3項に規定があるのですよね。ほかに何ら罰則の規定はないのでしょうかね、こういう行為に対して。この国民健康保険法の122条以下に罰則が列挙されておりますね。その中に、不正請求によって支払わされた板倉町の国保会計は、被害金額を返還させるだけで、ただほかに罰がないからそれだけだという、そのほかにそういう何ら措置を講じないのでしょうか。いや、それも過去に事例もなかったというのでしょうけれども、例えばそういう不正の疑いのあるレセプトを発見した場合には、返還させるという行為をするだけで、何らほかの措置を講じることはしないのですか。
- 〇議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

「健康介護課長(小嶋 栄君)登壇

〇健康介護課長(小嶋 栄君) 不正請求が発覚いたしまして、今議員のおっしゃるその加算金100分の140以外のペナルティーといいますか、そういうのがあるかということなのですが、保険者といたしましては、先ほども言いましたとおり、私どもには監督、指導、監査権限はございませんので、返還請求並びにその100分の140の返還金、それらを求めていくということで考えております。

- 〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。
- ○9番(青木秀夫君) 国民健康保険の管理・運営については、国民健康保険法という行政法の適用される と同時に、先ほども申し上げましたように、板倉町の国民健康保険は、国保運営事業者として社会の一構成 員となっている以上、当然民法や商法等の法律関係も存在していますし、また刑法の保護法益の対象にもな っているわけですよ、これはね。

では、田口課長にお伺いしますけれども、役場の公金が盗難に遭ったり、横領されたりした場合には、どのような措置をとりますか。端的にお答えいただきたいと思うのですけれども。

〇議長(野中嘉之君) 田口総務課長。

[総務課長(田口 茂君)登壇]

○総務課長(田口 茂君) 今議員と担当課長とのやりとりの中でということで答弁させていただきます。 前提が盗難なり横領ということでありますので、当然事案によっては行政的な措置の法適用とあわせて刑 事罰の刑法の適用ということで、告訴等も含めて両面から検討することになろうかと思います。よろしくお 願いします。

- 〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。
- ○9番(青木秀夫君) 続けて、鈴木課長に伺います。

例えば資源化センターのストック場にあった資源ごみが持ち出された場合、どのような措置をされました か。そして、その結果、どういう結果になったのでしょうか。

〇議長(野中嘉之君) 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長(鈴木 渡君)登壇]

〇環境水道課長(鈴木 渡君) 資源化センターで、新聞にも載りましたけれども、資源ごみの盗難ということで、個人が町の所有物であるものをとったということで、私のほうは警察へ直接連絡をして逮捕までなったと、そういう現状です。

以上です。

- 〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。
- ○9番(青木秀夫君) 続けて、根岸局長、伺いますよ。

学校の施設がある一定の規模以上に損壊されたり、あるいは被害を受けたといった場合は、どういう措置、 対応をされますか。

○議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

「教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

- ○教育委員会事務局長(根岸一仁君) 公共の施設等が被害を受けた場合、相手方がはっきりわかる場合でありましたなら、相手に対して請求賠償ということになろうかと思います。
- ○9番(青木秀夫君) 警察には届けない。
- ○教育委員会事務局長(根岸一仁君) 警察も届けます。ですから、刑事罰も入るということです。
- 〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。
- ○9番(青木秀夫君) 相手に賠償させるだけなのですか。賠償すれば一件落着。
- 〇議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

- ○教育委員会事務局長(根岸一仁君) 賠償とともに、相手の責任を問うということで、警察にもそれは連絡、届けるということになろうかと思います。
- 〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。
- ○9番(青木秀夫君) 引き続き、小嶋課長に伺いますけれども、医療機関が板倉町の国保会計から偽りの不正のレセプトによって医療費をだまし取るという行為も、国民健康保険法では先ほど小嶋課長が言ったように、そのだまし取ったお金を返還させるだけだという罰則とはほど遠い規定があるのみだということなのですけれども、刑法では246条に、10年以下の懲役に処すとあるのです。同じ不正行為が行政法では返還させるだけ、刑法では10年以下の懲役となるわけです。

では、この虚偽不正のレセプトによって医療費をだまし取るという行為は、これは立派なといいますか、 れっきとした保険金詐欺ですよね。行政法だけでなく、刑法の対象となることは、明白ではないのでしょう か。保険詐欺によって被害を受けた場合には、一般論で結構ですけれども、では小嶋課長が保険詐欺に遭っ たとしたら、どのような対応をされるのでしょうか。個人的な見解でも結構ですよ。

○議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

「健康介護課長(小嶋 栄君)登壇

- **〇健康介護課長(小嶋 栄君)** ただいまの保険詐欺に遭ったらというようなお答えでしょうか。個人的に 保険詐欺でしょうか。
- ○9番(青木秀夫君) そうそう。
- **〇健康介護課長(小嶋 栄君)** 個人的に保険詐欺というのがどういった事例に当たるのかちょっと私には わかりませんけれども、もし私が詐欺というようなことに遭った場合は、警察に相談することになるかと思 います。
- 〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。
- ○9番(青木秀夫君) 保険詐欺でなくて詐欺で結構ですね、小嶋課長。

それでは、今までこの一般的な事例で伺ってきましたが、これから個別の例で伺っていきたいと思います。 プライバシーの侵害とか、個人保護に配慮とかいう点を考慮しながら質問していきますので、少し曖昧なと ころはあるかと思うのですけれども、小嶋課長は質問内容は十二分に承知しているわけですから、答弁はや はりそういう点に配慮しながらも、できるだけ明確にお答えいただきたいと思うものです。

昨年の9月議会の質問を踏まえて、より具体的に伺っていきたいと思います。昨年の7、8月、夏ごろですかね、ある診療機関をAとしましょう。そのA診療機関が発行したレセプトの件で、受診者である患者さん宅にレセプトの内容を確認点検するために、町の職員が訪問したと思うのです。レセプトの突き合わせのために訪問したのですよね。何人ぐらいの患者さん宅を訪問されたのでしょうか。アバウトでもいいですよ。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

- **〇健康介護課長(小嶋 栄君)** 今のご質問、昨年の秋ということ、夏ごろでしょうか。私どもは、群馬県からの依頼がありまして、10件ほどの被保険者宅を伺って、内容の調査をさせていただいた経緯がございます。
- 〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。
- ○9番(青木秀夫君) 10件ほど訪問して、患者さんとそのレセプトの内容を突き合わせたということのようですが、その結果、その疑いはどうなったのでしょうか。疑いは晴れたのですか、それとも疑いがより濃厚になったのでしょうか。もし濃厚になったのであるとすれば、突き合わせの結果、どのような食い違いがあったのか、差し支えのない範囲内で二、三悪質そうな例を示していただきたいと思うのですけれども。
- 〇議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

- **〇健康介護課長(小嶋 栄君)** その10件の調査内容について、私も1度目を通しておるのですけれども、 その中身については今お答えするほどの知識を持っておりませんので、大変申しわけありませんが、答えられないということで、今調べさせますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。
- ○9番(青木秀夫君) そのいわゆる患者さんとレセプトの内容を突き合わせた結果、その後不正の疑いが

濃厚であったかどうかは別にして、それを群馬県から依頼があって調査したと。それで、またそれを群馬県 にその調査結果を報告されたのですか。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

- ○健康介護課長(小嶋 栄君) そのとおりでございます。
- 〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。
- ○9番(青木秀夫君) その調査結果、不正の疑いが濃厚であると確信したレセプトを群馬県の国保援護課へ提出したと。群馬県から調査依頼があって、その調査結果を報告したということですが、その提出した報告書に対して県の国保援護課はどのような取り扱いをその後されているのですか。
- 〇議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

- ○健康介護課長(小嶋 栄君) その後の経過については、一切県から報告、連絡等はございません。
- 〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。
- **〇9番(青木秀夫君)** もう1年近くになるのですけれども、何の報告もないと。それでは、またそういう報告を求めるとか、途中経過であっても、そういう予定はないのですか。
- 〇議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

「健康介護課長(小嶋 栄君)登壇

- **〇健康介護課長(小嶋 栄君)** 先ほどもご答弁申し上げましたが、私どもにはその権利、報告した結果に ついて知る権利もございませんし、県も私ども市町村、保険者に報告する義務もないということで、県には 確認をとっております。
- 〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。
- ○9番(青木秀夫君) 今年の2月ごろ、群馬県の国保援護課と関東信越厚生局が連携して、4人連れというか4人組で、この板倉町のA診療機関の受診者である患者さん宅へ、Aの作成したレセプトの内容について調査に来たという、調査されたというか、調査に来られたという人もおるわけですが、そのような事実はあるのですけれども、そのようなことを聞いておりませんか。何の報告もないのですか、板倉町には。今年2月ごろですよ。
- 〇議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

- **〇健康介護課長(小嶋 栄君)** 同じことの繰り返しになりますけれども、2月に調査に入ったということも、一切私どものほうには連絡、報告はございません。
- 〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。
- ○9番(青木秀夫君) その調査は、事実ですよ、これは。事前に訪問したいという申し出の通知が来て、それで4人できちっと名乗ってきたそうです。それについて答えたという人が具体的におるわけですよ。ですから、何人来たかは私は知りません。1人しか知らないのです。それはそれとして、まだ例えば調査中ということで、結論に至っていないということであれば、これは仕方ない面もあると思うのです。でも、まだ結論に至っていないといっても、もう1年にもなるわけですよね。板倉町は、群馬県に対して最も証拠価値

が高い、不正の疑いの濃厚な文書であるレセプトを提供しているのでしょう。それでもって、もしですよ、 これが群馬県がナシのつぶてであるとすれば、これは問題ですよね。

念のために時間を待つか、念のためにもう一回聞くとかしてみたらいかがかと思うのです。既にご存じの方も多いと思うのですが、野田総理大臣の後援会長である歯科医院経営者の医療費不正請求問題が、今時の話題となっていますよね。その不正請求額、何と21億円だそうですね。「週刊文春」の暴露記事が導火線になって国会の予算委員会でも、後援会長である歯科医師から長年にわたって受け取った多額の政治献金の返還問題が追及されていました。野田総理は終始のらりくらり、しどろもどろの答弁でした。この歯科医師は、野田総理の高校の同級生だそうですね。秋の園遊会にも総理枠で招待していたそうです。野田総理の後援会長である歯科医の不正請求1件だけでも21億円ですよね。医療費の不正請求、全国合わせれば兆円単位の巨額に達するのではないでしょうか。

この医療保険制度をバケツになぞらえると、底に穴のあいているバケツと同じなのではないでしょうか。 消費税をアップして、社会保障という名目で医療費に幾ら税金をつぎ込んでも、バケツの底の穴を塞がない 限り、砂漠に水を注ぐようなもので、医療費問題は一向に解消しないと思うのです。

板倉町の国保会計は、保険金詐欺の被害者ですよ。虚偽のレセプトでだまし取られた事実があるわけです。 刑法の246条に当たるはずです。国民健康保険法の65条の被害金額を返還させるだけで全て終了と、一件落 着でいいのでしょうかね。何度も同じこと聞くのですけれども、小嶋課長。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

〇健康介護課長(小嶋 栄君) 先ほどの事件の調査結果についての大まかなことですが、領収証の発行がされないというような件とか、往診というような記載があっても往診された覚えがないというような内容が多かったと認識しております。

それと、ただいまのご質問ですけれども、不正請求があった場合の仮定ということでございますよね。不正請求があったということで私どもは認識をしておりません。不正請求があった場合は、やはり先ほどから申し上げましたとおり、群馬県もしくは地方厚生局の指導を仰ぎながら、私どもとしては不正請求については中身を情報提供し、対応していくということでございます。それが私どもが実施しております制度ということで私どもは認識をしております。

〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。

〇9番(青木秀夫君) それは、小嶋課長ね、不正請求があったと確定するのは、これ裁判所だけなのですよ。あとはみんな容疑の段階で、容疑が濃厚な段階で警察だって動くのでしょう。最終判断は、極端に言えば最高裁判所の最終判決だけなのですよ。それまではみんなグレーなのですよ。ですから、まだ不正請求があったとは確定していない、当たり前なのですよ。濃厚であったら動くのですよ。そうでしょう。

小嶋課長は、昨年の9月議会での答弁ですよ、よく聞いておいてください。「不正請求の疑いのあるレセプトがありましたら、その内容を細かく点検し、皆様の負担を一円でも少なくするよう法令に準じた対応をとっていきたい」と答弁しています。これが議事録に載っているのです。それで、そういう対応なのですか。国民健康保険法65条程度の法令を適用するということになるのでしょうか。

続けて伺っていきますけれども、この行政法というのは特定の適用を実現させるためのものなのですよね。

ですから、国民健康保険法というものは、国民健康保険とか国民の健康の維持増進のための法令、法律なのですよ。ですから、それに関する罰も行政罰なのですよ、これね。行政罰は、この刑事罰に比較すると違法性の質が全然違うわけです。格段に違うわけですよ。その罰も罰の名に値しないような軽微なものが多いのですよ。

板倉町は保険事業者として国民健康法の適用は受けていることは当たり前なのですけれども、刑法の保護 法益にもなっているのですよ。そうであるから、先ほど田口課長も鈴木課長も根岸局長も、刑法の保護法益 に当たるような被害が発生すれば警察に届けていると答弁しているではないですか。なぜこの国民健康保険 の詐欺以外だけは例外なのでしょう。

鈴木課長にもう一回お聞きしますけれども、鈴木課長、水道水に汚物とか、場合によっては毒物が混入されたり、水道管が破損されたりした場合には、どんな罰則がありますか。

〇議長(野中嘉之君) 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長(鈴木 渡君)登壇]

- **○環境水道課長(鈴木 渡君)** ただいまのご質問ですが、刑法の中に飲料水に関する罪というものがありまして、刑法でもうたってありまして、人の飲料に関する上水、これを使用することができないようにしたものについては、6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金に処すると、そういうものが飲料水に関する罪ということであるということで認識しております。
- ○9番(青木秀夫君) 死刑なんてないですかね。
- **○環境水道課長(鈴木 渡君)** これは毒物混入、ですから人が飲む水ですね、人体に影響した場合には重い刑で、死刑ということもここには書いてあります。

以上です。

- 〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。
- ○9番(青木秀夫君) この反社会的でこれだけは許されないという行為、これを犯したことは、絶対罰しなければいけないということがある場合にだけこの刑法に罪名が規定されているわけですよね。悪質性が高くて反社会的で悪質性が高いものだけが、刑法に列挙されているわけですよ。例えば殺人だとか、放火だとか、今言った水道水に毒物混入だとか、列車の転覆だとか、それからそういう中にこの詐欺罪というのが入っているのですよ、これ刑法の中に。悪質性が高いからですよ。この詐欺罪に当たることは、普通の人であれば大体わかっているのですよね。ですけれども、なぜその国保会計が被害に遭ってだまし取られた金額を何で警察に訴えないのか、不思議なのですけれども、その点に関して何か同じこと聞くのですけれども、再度何か。考えは全然変わりませんか。
- 〇議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

「健康介護課長(小嶋 栄君)登壇

- **〇健康介護課長(小嶋 栄君)** 先ほど来、同じような答弁になってしまうのですけれども、国民健康保険の制度といたしましては、私どもとしましては国保法の45条の2を適用しまして、刑罰に関する適用については地方厚生局、厚生労働省及び群馬県が検討することが適正であるというふうに思っています。
- 〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。
- ○9番(青木秀夫君) 何も国民健康保険だけが刑法の適用除外あるいは治外法権を持っているわけではな

いのでしょうよ。具体的に被害が発生していると、またそれを証明するレセプトもあると、そして加害者も 特定している、これだけの要件が備わっているのですよ。被害届さえすれば、警察は立件すると思いますよ。

昔から警察は、石橋をたたいて渡らないと、意外と臆病だとよく言われているのですが、それはその確実な証拠が欠けていた場合なのですよ。本件のようにこれだけ証拠がそろっていれば、立件すると思いますよ。もし被害届を出して立件しないのであれば、被害の当事者である板倉町の国保会計は、告訴することもできるのではないですか。告訴すればいいのですよ。

刑法は、小嶋課長、刑罰を与えることだけではないのでしょうよ、こんなことみんな知っているでしょう。 犯罪の予防とか、抑止を目的ともしているこの2つの役割を持っているのではないですか。よく言われている一罰百戒なんていう言葉があるように。これを放置していたら、どういうことになります。

この高齢化社会、医療費の増大が見込まれているわけですよね。最近も出ていましたけれども、昨年度の 医療費が、国民医療費全体ですけれども、38兆円だと。これが2025年には60兆円ぐらいになるのではないか という試算も出ておるわけです。このバケツの底の穴を塞がない限り、医療制度の将来は暗いですよね。

これは医療制度の問題ではなくて、今はもう社会問題、経済問題にもなっておるわけですよ。野田総理の後援会長の21億円の医療費不正請求に比べれば、これは少額でしょうが、被害金額を取り戻すだけでなくて、大事なことは将来の犯罪の予防、抑止のためにも、被害届を警察に届けるということは、私は大切だと思うし、またこれはやる気があればできるのですよ。国民健康保険は刑法の対象外ではないですよ。みんなその対象になっているわけですよ。ですから、ぜひそうしていただければと思うのですけれども、小嶋課長の答えではちょっと判断しかねる部分があると思うので、その辺のことを総合的に町長に一連のことを聞いていたと思いますので、お伺いしたいと思うのですけれども、答弁お願いしたいと思うのですけれども。

〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 先ほどから当板倉町において、Aというか、Bというか、加害者と想定される診療所的なものがあり、被害者と見られるそういった実態があり、その内容を先般の青木議員の一般質問後に取り寄せて、私自身がその内容を見ましたときに、見ましたというよりも話を課長から聞いた実態は、まさにおっしゃるとおり悪質きわまりない詐欺と、私自身素人ですから判断を同じような認識を持っております。

したがって、県が入り、連合会が入りということで、1年たっても返事がないのはいかがなものかということで、本日の一般質問のきっかけがありましたので、担当課長は先ほどああいう答弁をいたしましたが、昨日県の援護課に板倉の町長が、事によると新聞で県が震え上がるような大騒ぎになるような可能性もあるということで、しっかりとやりとりをするようにということで、昨日の4時前後に県の俗に言うその援護担当課ですね、そうしたら先ほど課長が答えたとおりということで、一切内容は知らせない、報告もない、しないと。

では、構わないよということも含め、でも何かあるだろうから、もう一回確認すると。いわゆる町は当事者の一角にいるわけでありまして、まして町民に責任を持ち、お金を徴収してお金を支払うわけですから、ということでありましたら、その中の返答に示唆あるいは暗示かもしれません。彼が受け取った暗示が、厚生局に開示請求をしたらどうかみたいな、とるべき道は一つあるというのが判明をいたしておりまして、ただし恐らく開示をしたとしても真っ黒けに塗り潰されて何もわからないような状況が出てくるのではないか

みたいなやりとりがあったことを、これは私はうそをつきませんから、ということで報告を受けております。 それらを踏まえ、私もまさに青木議員と基本的考え方は同じでありますので、担当課長は事務屋として、昨日も相当激論を私といたしましたが、事務屋は本当は事務屋がこれだけやりとりをすれば、告発したり告訴したり、警察へ話を持ち込むということは、それは決定でもないし、我々が疑う段階でそういったとるべき手段は刑法上持っているわけですから、そういった思い切った行動をとれないかというような話までしたわけですが、いずれにしても真剣に検討して、やはりこういったものは青木議員さんがおっしゃるとおり、やはり総合的には抑止効果を大きく考え、全部のそういった対象の皆さんが同じような行為をやっているとは思えませんので、ですが、やぶをつついてどのくらい蛇が出るかわかりませんが、いずれにしてもそういう価値は十分あるだろうし、またこれを見逃すわけにはいかないというようなことも含めて、最終的には町長判断が、町長が警察へでも役場で調べた材料を持って出向けといえば、出向かざるを得ませんという、いわゆる小嶋課長もそれで、ですから最後は私の判断にかかるのだろうと思っておりまして、青木議員の言うことに約100%に近い理解を示して、そういう行動をこれからとるかどうかもう一回確認をしながら対応してまいるという決意に今も聞きながら至っているところであります。そういうことです。

○議長(野中嘉之君) 青木議員に申し上げます。間もなく通告時間になりますので、まとめてください。○9番(青木秀夫君) 今町長から答弁がありましたように、一歩踏み込んで対応していただきたいと思うのですよ。

そういう例えば刑事訴訟法に、「公務員は職務を行うに当たって犯罪があることを知ったときは、その事実を告発しなければならない」という規則があるのですよ。隠蔽するのではないのですよ。告発するのですよ、知ったら。教育長ね、教育委員会のいじめ問題で告発どころか隠蔽している教育委員会がいっぱいあるようなのですけれども、そうではないのですよ。逆なのですよ。犯罪があると知ったときですよ、告発しなければならないという、こういう規定があるのですよ。そのぐらいのがあるのですから、これは詐欺罪という立派な犯罪ですから、できるのですよ。何か国民健康保険なんていう行政法の中に狭い視野でそれにこもってしまっているからいけないのですよ。刑法という法律が世の中にはあるわけですよ。反社会的で悪質性の高いものは、刑法で罰しなさいと、みんな国民が合意してそれができているわけですよ。殺人罪なんていうのは、恐らく文字のなかったころからあるのでしょう、そんなもの。万国共通どこにでもありますよね。そういう反社会的な行為は罰しなさいと、一罰百戒でそういう犯罪を今後予防しなさいと、抑止しなさいという意味であるわけですから。

この国民健康保険においても、幾つかの市町村では刑事告発しているところもありますよね。事件になっているところあるのですよ、その厚生局云々は別にして、やっているところはありますよ。ですから、ぜひこういうことをきっかけに、先ほど医療費の膨張というか、増大が歯どめがきかないということを見通せば、こういう小さな町の小さな問題かもしれないけれども、こういうものをきっかけにして、今後の医療費の抑制と、バケツの底の穴を塞ぐというような行為も無駄ではないし、板倉町の国保会計の一つの問題ではなくて、もうちょっと大きな社会問題になると思うので、ぜひ先ほど町長の答弁にもありましたように、その辺のことも検討していただいて対応していただけるようにお願いしたいと思うのです。よろしくお願いします。答弁があればまた答えてもらっていいですけれども、どうぞ。

では、そういうことで以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(野中嘉之君) 以上で青木秀夫君の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時20分といたします。

休憩 (午前10時03分)

再 開 (午前10時20分)

○議長(野中嘉之君) 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、小森谷幸雄君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[5番(小森谷幸雄君)登壇]

○5番(小森谷幸雄君) 5番、小森谷でございます。質問要旨に沿って質問をさせていただきます。

まず、1番目の課題でございますけれども、基本的には住民参加による協働についてということで質問を させていただきます。前置きがちょっと長くなりまして、恐縮でございますけれども、お聞き願いたいと思 います。

本町では、本年度より第1次板倉町中期事業推進計画をスタートさせておるわけでございます。その中で町長は、「みんなが安心して暮らせるまちづくり」をキャッチフレーズに掲げ、新しいまちづくり実現に向けての基本方針を述べられております。また、計画実現には町民がともに支え合い、補完しながら共生する考えのもと、持続ある発展と魅力あるまちづくりを進めることが必要であるとも述べられております。当然この中期計画については、議会も承認をしたということで、議会の役割と責任を当然自覚した上での質問ということもご理解をいただきたいと思っております。

特に三位一体改革、地方分権、住民と行政の協働の時代と言われて久しいわけでございますが、結果的には地方自治体は苦しい行財政運営を強いられております。また、そのような中で多様化、高度化する住民のニーズには十分対応できていない状況も現実かと思います。また、その間基礎自治体の財政力強化あるいは生活圏の広域化に対応するとして、平成の大合併という動きもあったわけでございます。しかしながら、合併については、その賛否は別として、結論的にはまだ結果が出ていないという状況かと思います。これからは、住民のニーズに対応するため、早急に課題解決に向けての政策立案が求められるかと思います。私は、これが協働の考え方であろうかと思います。

当町では、この協働という課題に対して、従来から見てみますと、基本的には具体的な対策は講じられていないというのも現実かと思っております。新たな地域社会システムとして住民と行政の協働による公共サービスを提供できる仕組みをつくることが急務と考えております。

言い古されておりますけれども、まちづくりを行政だけに頼る時代は終わったとも表現されております。 先ほど述べさせていただきましたが、今回策定された計画の中で総論第1節の中で「地方分権社会の到来」、 第2節で「協働の時代」ということで、声高らかに情報を発信しておりますが、その協働について定義とい うか、考え方とか、そういったものを具体的にしていかなければいけない、推進できないであろうと考えて おります。 そういった中で、この協働に関する認識あるいは今後の方針等についてご意見を頂戴したいと思っております。ちょっと話長くなりまして恐縮でございますが、使命を果たしました板倉町の第4次総合計画の中でも、これらの協働に関する文言が述べられておりますが、10年たって新たに今度中期計画が具体化されたわけでございますが、そういった中でも時代の要請、そういう中でこの協働ということについて我が町にとってはなかなか進展もないと、そういった形で進まざるを得ないというような状況もあったのかと思いますが、やはり今後時代の流れの中で我が町もいろいろな事業を推進するに当たって、やはり協働という考え方を定義づけあるいは定着をさせて事業推進を図るべきではないかと一般的に思っております。そういった中で、まず企財課長にその辺の考え方をお伺いしたいと思います。

〇議長(野中嘉之君) 中里企画財政課長。

[企画財政課長(中里重義君)登壇]

○企画財政課長(中里重義君) お答えをいたします。

まず、協働に関しまして、今回の第1次の計画の中でうたっております関係でありますが、まずこの協働の認識といたしますと、住民と行政が目的を共有しながら、知恵と力を出し合って、連携協力して地域の公共的な問題の解決を目指すということだと考えております。

また、一例申し上げますと、地域の課題解決に向けまして行政単独では解決できない問題がある場合または市民だけでは解決ができない問題などがある場合に、相互に不足を補いながら協力をして問題解決に向けて取り組むということであると概念的には考えておるところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君。
- ○5番(小森谷幸雄君) ありがとうございます。

町長のお考えはいかがでございましょうか。

〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 美辞麗句を並べることよりも、協働をやっていないように見受けられるということ については反論いたしたいと思います。

例えば水防災組織等についてが、まさに協働の典型であろうと思います。いわゆるみんなが共通して必要なもの、しかし行政だけではどうにもならないもの、やはり住民の力そのものを活発化させ、目的に向かって力を結集していく、そういった意味で例えば消防団なども民間の力を利用しながら、ですから協働というのは知らず知らずに取り組んでいるものでもあろうと。

例えば行政区組織そのものもそういうことにもなるのだろうと思っておりますし、またその原因、ここに来て協働といういわゆる文字が一番最初に使った人がどなたかわかりませんけれども、やはりこれから向かうべき先々の時代を考えますときに、少子高齢化あるいは産業空洞化、俗に言うどちらにしても税収減が大きく想定され、成熟した社会ですと、いわゆるその成果というか目的、要望、多様化、多種多彩になっていくだろうという、片や広がり、片や縮小というそのバランスを考えたときに、いかに低コストに、後は納得のいく形を政治としてやっていかなければならないかということを考えたときに、私もいつも言うのですが、役場の中はたかが150人、やはりそこでやれることには限界があるし、各部門、いわゆるプロを備えるわけ

でありませんということも含めて、要するにそういう意味では総合力をこれから先さらに協働力を上げていかなければならないということは明白だろうと思っておりまして、そういう意味においては認識は共通したいと思っております。

〇議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君。

○5番(小森谷幸雄君) 今企財課長、町長からご答弁がありまして、町長の中で協働そのものについて具体的なお話の一つの例として、基本的には防災、その組織あるいは地域住民を巻き込んでの対応というものが協働の概念に値するであろうというふうなご答弁をいただきました。

私も申し上げるつもりだったのですけれども、いわゆるその町の典型的な例として、町長が上げられた防 災の件で自助、共助、公助と、その中で特にこの共助の部分が私は協働という概念に該当する、そういう一 つの例を挙げれば皆さんもご理解いただけるのかなと思っております。当然その協働の中には、地域住民と の連携は当然のことでございますが、最終的には町民の利益、いわゆる公の利益の実現が求められるわけで ございます。

そういった中で、ある町のアンケート調査なのでございますが、基本的にこの協働についての認識度合いをチェックしたアンケート調査がございまして、当然協働の必要性については、先ほど企財課長あるいは町長からご答弁があったようなそういう認識は当然あるわけでございまして、具体的に申し上げれば、町民ニーズを踏まえて地域の特色を生かすあるいは町民がまちづくりに参加できるあるいは寄与できる。先ほども出ましたが、行政では解決できない課題や問題が最近特に増えてきていると、そのようなご意見がございます。

では、なぜ協働が進まないのかというようなアンケートの中に、これは一番真っ先に上がってきているのが、庁内いわゆる役場の中あるいは市でも県でも同じでございましょうが、いわゆる庁内における協働に関する情報の共有化が不足している。あるいは職員の意識改革、この辺も足らないのではないか、あるいは協働をするに当たって発信する、住民に発信するいわゆる啓発とか意識改革、そういった問題をどういった場面で提供をしていくかと、そういう機会が少ないのではないのかと。あとは、協働を進めるルールそのものが現実我が町にはないのかなと、よそもそうなのでしょうけれども、いわゆる行政側の役割としてそういったところが挙げられておるわけでございます。

さらに、協働ですから、当然行政と地域住民とこの双方がいかにかかわりを持てるかと、そういう先ほど 啓蒙ということでお話をさせていただきましたが、その辺が理解されていないと。同じ形になるわけでござ いますが、町の基本的な考えが示されていないあるいはその協働を支援する行政と住民の役割の中で、行政 側のいわゆる支援がないという、極端な話ですけれども、それとやはり協働に対するノウハウがないと、至 極当然なことがアンケートにも結果的には出てくるわけでございます。

そういった中で、我が町としてこの協働を推し進めるに当たって、近い将来かと思われますけれども、具体的にこんな形で我が町の協働を進めたいというようなお考えがあるかどうか、お尋ね申し上げます。中里 課長でよろしいでしょうか。

○議長(野中嘉之君) 中里企画財政課長。

[企画財政課長(中里重義君)登壇]

○企画財政課長(中里重義君) お答えいたします。

現在なかなか体制的には不備というようなことで認識しておりますけれども、実際には幾つかの協働事業と捉えていいかなと思える事業が実施されていると思っております。1つには、まちづくり推進事業でございますが、これはまちづくり支援隊の登録制度を受けまして、子供の登下校時の巡回をやっていただくとか、あるいはいろんな面での子供の指導をしていただくとか、そういった支援隊が登録制度としてございます。こういったものが1つあります。

それと、東洋大学とか地元企業、それからこれは町、それから県もかかわっておりますが、地域の課題に取り組む東洋大学との連携の事業、こういったものも協働事業として捉えてよろしいかなと思っております。 それから、やはり地域コミュニティーの核となります行政区の運営につきましても、いろいろその地域の発展のために各行政区にお骨折りをいただいていると、これも当然かなと思っております。

しかしながら、今後どうしていくかということでありますが、1つには断片的な部分もあるのかなと。あるいは先ほど町長が申し上げましたとおり、防災の関係につきましては、自主防災組織イコール行政区ということで、これは捉えていいのかなとは思っておりますが、その他の協働の事業もたくさん考えられますので、今後はその具体的な支援体制も考えていかなければならないかなと。ボランティアの関係がご質問の中にもありましたが、これについては社会福祉協議会のボランティアセンターが中心となってボランティアの育成とかを行っていただいてますけれども、その辺も今後さらにその協働という一角に位置づけられると、位置づけなければならないというふうに考えておりますので、その辺も含めて今後何か具体的なその統一した窓口的なものが整備されることがいいのかなと考えております。

一例申し上げますと、都下の特別区におきましては、協働センターという組織を持っておりまして、その中では活動の支援の機能、それから協働推進の機能、それから市民参加窓口の機能、それとまさしくアンケート結果でありました情報の共有の不足ということでは情報交流の機能、そういったものを備えた体制が整えられているような事例もございます。

板倉町が特別区と比べますと行政的な規模、組織規模は非常に小さいですし、人口も少ない町でありますので、同じようなレベルのものはちょっと考えにくいかなとは思っておりますが、今後そういった組織体制の整備を進めていく上で、今後研究検討を行っていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

- 〇議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君。
- ○5番(小森谷幸雄君) 今課長の答弁にありましたように、各自治体でもいろんな取り組みをしながら、 その協働、いわゆる行政と住民のかかわりを持った中で事業を推進しようではないかと、そういったことが 昨今特に積極的に行われつつあると伺っております。

そういった中で我が町においても、基本的にはいろんな団体あるいは個人でもそうでしょうけれども、多分活動をされていると思います。我が町でその協働という言葉であらわすことがいいかどうかは別として、いわゆる住民あるいは地域団体もできることはやっているという部分もあろうかと思います。それが町全体をとったときに見えない、見えないと言うと失礼なのですが、ですからそのやっている事業そのものあるいは団体によっていろいろ福祉とか教育とかもろもろの事業があるわけでございますが、そういったものを見える化というのかな、見える化志向、そういったことも場合によってはそういった団体あるいはボランティアに参加をしていないと、そういった人たちに対する見える化によってご理解も多分得られるのではないか

なと思っております。

各団体ですか、それぞれ多分やられておると思いますが、その団体の発表会とかそれだけで終わってしまうあるいは報告会で終わってしまうと。ですから、これは仮の案でございますけれども、やはり将来的には協働に関する報告会とか発表会とか、あるいは記念講演、いわゆる実戦部隊の報告でございますので、お互いがそういったかかわりの中でそういう場面に出くわせば、ああ、なるほど、あの団体はこうなのか、この団体はこうなのかということで、やはり各団体のスキルアップにも私はつながるのではないのかなと。今後の計画の中でご検討をいただかなければいけない課題かと思いますが、そういった方向性の中でのお考えは町長いかがでございますか。

〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) そういう意味でいろんなものをコーディネートして、例えば既存の団体の皆さんに さらに何をやれるか、やっていただくか、そしてそれが了解してもらえるかとか、あるいは縦横の整備、い わゆる議員さん、今それを見える化というようなことだろうと思っておりますが、そういった方向性をさら に進めてまいることは肝要だと思っております。

今私どももちょっと私自身も考えてみているのですが、今までの同じ板倉も協働というのをやっていますよと最初反論に近い形で、それをさらに大きく深く進めるのですよというような意味で先ほどそういう反論もちょっとしたわけですが、考えてみますと、例えば庁舎建設みたいな大きな立案のときには、事業を展開するときには民間の皆様に満遍なく入っていただいて、それらの意見をもとに、だから大きく分けると事業の立案、それから計画事務、それから執行というふうに分けたときに、その執行の部分で今まではきっと立案あるいは計画の中に、計画は主に役場が事務的なものは、そういった形でしたが、これからの協働というのは、いわゆるできるものはやはり住民に、この部分に執行の段階に今まで以上に参加をしていただくことを私は協働のまちづくりとして考えております。

したがって、例えば昨日も意見交換があったわけですが、議員さんを初め町民の新聞などを多く見られる方、我々と行き会うと、ラムサールあるいは重要文化的景観、こんなすばらしい要素があって、それを早く観光的位置づけにせよ、活性化せよ。でも、それはそれを意図することは、ではどういうふうにしたらいいでしょうねと有識者や代表を寄せて計画をすることは、例えば今までと同じスタイルでできるでしょう。でも、それを事務屋が整理し、役場側で。

でも、例えば活性化を狙うとしたら、町、商業関係も農業関係も、あるいは伝承士あるいはいろんな自然の水場を守る会とかいろんなものの力をかりなければ、まさに不可能でありまして、よく私は協働という字だけが躍っていると全国の首長もみんな口をそろえて言っていますから、そういう意味でその執行部分に直接やはりいかにボランティアや、あるいはボランティアだけでなく、やれるものをやっていただくというようなことでのそれがたとえ多少の有料であっても、町民参加型を例えば祭りをとっても同じなのですね。計画をする段階で、執行、当日の会場準備から何から全部業者さん任せ。

一昨年ですか、以前は花火大会の予算を別途とっていたのですが、町民の業者の皆さんの商工会とか、そういった皆さんから寄附を募って、それがやはりそういった時代ではないだろうということで、前年度と同じ予算でやる中で、寄附はもらわない、それで花火を上げるということをおととしやったのですが、やはり

そういう意味で、1つは活力を生み出すためにはある意味でのマイナス、消極的な面での手抜きではなくて、合理的な手抜き、いわゆるリストラというか、事業の点検やそういったものもしながら、やはりお祭りにも例えば明和さんなどでは、例えば舞台づくり、うちの町に発注したのですよ。もちろん検討させているのですが、なかなか辛い方向は役場も動かない。それは、準備は役場の職員がするものと、お祭りの準備は、それ前提になっているのですね。だけれども、明和さんは、舞台づくりは建設業界さんにボランティアでやってください。長年1年間ずっといろんなかかわりもあるのですから、この日だけはこの部分はサービス、ボランティア、サービスというとおかしいですけれども、そんないろんな町の実態も私も意見交換させていただきながら、例えばお祭りで言うと業者が商工会さんも協力しているのではないかと、あれはにぎわいを出すための参加と、そういう意味で捉えると、もちろんそれも参加だと思うのですけれども、いろんなケースを想定しながら、これがまさに協働のまちづくりの原点になるもの、あるいは見本になるものを、私は例えば水防災みたいな形が基本的にはそういうものだろうと考えておりまして、それらに向かって先ほど議員さんがおっしゃったようなそれをさらにこれからどういうふうにコーディネートし、見える化をしていくか、見える化ということを具体化ですけれども、していくかということで頑張りたいと思っております。

〇議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君。

○5番(小森谷幸雄君) 町長もいろいろその協働という言葉と実態の乖離、あるいはそれを事業として進めていくと、その辺のジレンマというのかな、難しさ、そういうのも当然認識されておるわけでございます。 そういった中で我が町におきましては、先般も事務事業評価制度を導入して、今年で3年目になるのかな。 そういった中で、やはり400近い事業があると。何を協働させるべきか、させるべきでないか、その辺のすみ分け、棚卸しでございますが、いわゆる事務事業評価でいろいろ投資対効果を含めて予算も、もうそろそろ予算も始まると思いますけれども、9月の定例会が終わりますと、そういった段階に入ってくると思いますが、やはりこの事務事業評価の中に協働という考え方は入っていないのですが、やはり400事業を全部行政でやると。これは先ほどから申し上げているとおり、とても不可能であると。

では、その中に行政と住民がかかわりを持てる事業あるいはこの事業については行政、あるいは住民単独でと、そういった400ある事業を基本的には見直しをすると、その一つの道具としてこの事務事業評価制度、作成をされている企財の方々には大変だと思いますけれども、そういった単なる投資対効果を検証するだけでなく、今後の流れの中でこの協働を定着させると。行政側の考え方としてどんな事業があるであろうかと、そういったいわゆるすみ分けの仕事も今後出てくる可能性もあるであろうと推察申し上げるわけですが、そういったらわゆるすみ分けの仕事も今後出てくる可能性もあるであろうと推察申し上げるわけですが、そういった手法によってもう少しこの事業がどうなのだろう、実態はと、そういうレベルを行政側あるいは住民がすぐやるやらないは別として、考え方の一環としてあるいはすみ分けをする一つの道具として、せっかく事務事業評価制度あるいは先般ですと事業仕分けなども行っておりますが、基本的には事業仕分けについても何点かしかできないと、そういう意味では全体を網羅している事務事業評価制度である程度判定をして、それをたたき台にスタートするというようなお考えもあろうかと思いますが、その辺のご利用についてはいかがでございましょうか。

〇議長(野中嘉之君) 中里企画財政課長。

[企画財政課長(中里重義君)登壇]

○企画財政課長(中里重義君) お答えいたします。

毎年約400の事業を評価してきております。この中で協働事業に当たる事業については、具体的な数は把握しておりませんが、例えば公民館が実施しています花いっぱい運動とか、あるいはやはり行政区運営に係る部分、それと谷田川の愛護団体のクリーン運動とか、そういったものがございます。

実際に評価のポイントとしますと、その地域の皆様にとってどのぐらい役に立っているのかあるいはどの程度の効果があったか、それによって住民の皆様がどの程度満足しているのか、これをポイントにこれまでは評価をしてきております。そういった中で、非常に地域の課題とかそういったものを新たなものの吸い上げについては、この中ではできませんので、その辺については広報広聴の業務を通じたり、あるいはそのいろいろな区長さんとか議会議員の皆さん、あるいは各種団体の方からのご意見等を参考に、新たなその事業等を考えていく必要もあるのかなと。

ただし、そういった地域の課題があるというのがわかっても、町側が積極的にそれをどうしましょうかというところまで、どの程度で突っ込んでいったらいいのかと、その辺が地域の皆さんの要望とかやる気、そういったものをやはり優先的に考えていくべきなのか、その辺も非常に町としてまだこうしましょうというような確固たる方針が定め切っていないところもありますので、そういった中でとりあえず毎年のその事務事業評価を行う中では、改善すべきものは改善をしながらやってきています。

今後、ただいま申し上げましたようなその地域のニーズとかそういったものをもとに、また新たな事業を考えていく。その場合には継続してやってきた事業を廃止をして、その新事業に振りかえる、衣がえをするということも含めて、これは評価の会議の中でも議論をしていくことで考えております。

以上です。

〇議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君。

○5番(小森谷幸雄君) 課長の今のお話の中で、400近くある事業、それと地域住民のニーズ、そこが合わない部分はちょっと地域のいろいろの個々のお仕事あるいは事業、それを吸い上げるのは大変だなというようなご意見があったのですが、後ほどその点については述べさせていただきますけれども、基本的にその地域で必要とされるものについて、行政が全て手を差し伸べるということは、まず不可能であろうと思います。その中で、先ほど申し上げている行政の役割の部分のその事業の中で、それが私は400事業であろうと思っているわけです。

その400事業の中でも協働という概念の中で地域の人たちにもご協力をいただけるものが、この事業についてはあるだろうと、その査定の意味で評価制度を使っていただくと。その評価制度にのせていただいたほうが、結果的には効果が上がるとか、スピード感があるとか、そういったいわゆる解決の処理の仕方が違ってくるのではないかということで、あえて申し上げるならば、地域のことは地域に任せると、極端な話ですけれども、その地域で何をしたいかどうかは、別途提案型ということで地域住民の要望は取り入れると、そういう仕組みもしていかないと、行政が全て地域の人たちが何を考えているのだろう、何を欲しがっているのだろう、何をしてもらいたいのだろうと、お金なのか人なのか物なのかと、そういう部分については、私はやはり地域の人たちがこの協働ということでいろいろな時間をかけて進めていけば、定着できるのかなと思っております。

ですから、全てその事業仕分けで地域住民のニーズまでそこへ反映させるというのは、なかなかやはり難しいと思いますので、これは行政側の考え方としてある意味ではこの部分については行政100%だったもの

を50%にして、あとの50%は地域でやってもらえるのかなと、そういう判断基準を事業400の中のいわゆる棚卸しと、協働ということでの棚卸しの中で考えていただければありがたいのかなと思っておりますので、その辺ぜひ中里課長お願い申し上げます。何かご意見ございませんでしょうか。

〇議長(野中嘉之君) 中里企画財政課長。

[企画財政課長(中里重義君)登壇]

- **○企画財政課長(中里重義君)** 議員のご指摘のとおりと思っておりまして、この点につきましては、今後 我々も肝に銘じましていろいろ進めていきたいと考えております。
- 〇議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君。
- ○5番(小森谷幸雄君) では、次の質問に入らせていただきます。

これも協働という中に入ってくるかと思いますけれども、補助金の関係です。前にもちょっとお尋ねした経緯があったわけでございますが、今年度のわかりやすい予算書、その中にも課ごとに補助金の金額が出されておりまして、社会的に必要なもので補助金を出さなければいけないと、そういうふうなお考えもあろうかと思うのですが、109事業で1億9,000万円、この中には全部補助金でございますけれども、全部カットしろとか見直しをしろとか、そういう考え方で申し上げるつもりはないのですが、やはりある意味では今の時代でございますので、選択と集中という言葉が適当かどうかわかりませんが、やはり事業そのものも基本的には見直しを図る中で、有効なものあるいは社会性の強いもの、あるいは公共性の強いもの、同じ考え方ですけれども、そういったものは別として、当然福祉関係については補助金なども右肩上がりであろうと推測されるわけです。

その中でほぼ横ばいであろうが、あるいは必要であるかもしれないけれども、この部分についてはやはり 今の時代には補助金なしでも運営できるのではないかと、そういったいわゆる見直しの時期でもあろうかと 思いますが、その点で中里課長のほうではこの補助金制度そのもの、基本的には必要なものは必要であると いう認識は私も持っておりますが、基本的なお考えをお尋ね申し上げます。

〇議長(野中嘉之君) 中里企画財政課長。

[企画財政課長(中里重義君)登壇]

○企画財政課長(中里重義君) お答えいたします。

補助金制度につきましては、ただいま議員が申されましたとおり、100先の種類があります。金額的にはおっしゃるとおり、1.9億円程度の補助金の支出をしておりまして、これにつきましては、これまでもその各種補助金の見直しも図ってきております。そういう中で、やはりこれまでは各補助金の交付要綱さえきちっと整備されないままに、お決まりの金額を毎年補助金として交付していたというようなものもございまして、現在ではあらかたの補助金の要綱は整備がされてきております。

ただ、それにつきましても、その要綱の中でやはり対象経費として何を見るのかとか、そういったところまで細かく規定が十分されていないものもございます。そういったことで、これは引き続きになりますが、今後も予算編成ヒアリング等にあわせまして、各種補助金の見直しを進めていきたいと考えておるところでございます。

それと、新たな補助金の制度を設けることにつきましては、やはり既存のものを見直しをしながら、極力 私の立場としますと、いわゆる交付の額を抑えていきたいと考えておるところでございます。 以上です。

〇議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君。

○5番(小森谷幸雄君) 補助金を減らせとか見直しをしろと、私も簡単に言っているわけですけれども、 実際それを断行するとなると、非常に難しいという局面もあるのも十分理解しているつもりでございます。

そういった中でもというような形になるわけですが、やはり生きたお金という部分で、本当にその事業そのものが、金額の多い少ないは別ですよ、ないと、その事業そのものが、補助金を受けている団体の事業が本当にだめなのかどうかと。やはりそこまで掘り下げをいただいて、できればもっと欲しがっている団体も仮にあるかもしれません。

その辺の先ほどいろいろ報告書等あるいは予算編成に当たってヒアリング等を含めていろいろ担当課とやりとりをするというお考えは拝聴したわけですけれども、その辺はもっとシビアにできればやっていただいて、生きた金をどこかに回そうかと、そのぐらいの意気込みでぜひ取り組んでいただきたいとこれはお願いでございますけれども、よろしくお願いをします。

先ほどボランティアということで協働の一角を担ういろいろ各種ボランティア団体があろうかと思いますが、いろいろボランティアさんにはお骨折りをその場面その場面で、その場その場でご協力をいただきながらいろいろお助けいただいているわけでございます。私も勉強不足で大変恐縮なのですけれども、ボランティア活動の現状ということでちょっとお尋ねしたいと思いますが、これは福祉課長になるのでしょうか。

〇議長(野中嘉之君) 永井福祉課長。

[福祉課長(永井政由君)登壇]

○福祉課長(永井政由君) ボランティア活動並びにボランティアセンターの現状でございますけれども、個人のボランティア登録者数でございますけれども、平成22年で25名おります。団体ですと24団体ございます。

内容につきますと、団体につきましては、板倉町ボランティアみずほ会または入浴サービスのやすらぎ会等々ございまして、あとは民謡会とかマジッククラブ、こういった団体につきましては、施設の交流訪問活動を実施しております。みずほ会につきましては、ひとり暮らし高齢者への配食サービスを実施しております。入浴サービスやすらぎ会は、入浴サービスのボランティア活動を実施しております。あとは、ほとんど趣味の範囲で実施しております施設訪問交流という形でボランティア参加を行っております。

また、個人のボランティアですが、やはり老人福祉施設のお手伝い的なものを主にボランティアでやっているようです。中には、昨年の7月に実施いたしましたボランティアバスを町、社協で共催実施いたしまして、被災地にボランティア活動に行きました。そのときに29名個人のボランティアが集まったわけですが、バスを共催で出しまして、実施したという経過がございます。

また、現状といたしますと、ボランティアセンターには、本当であればボランティアコーディネーターの人材育成が必要かと思うのですけれども、今年の3月末でそのボランティアを担当しておりました町社協の職員が退職してしまいまして、今社協のほかの職員が兼務で2名従事している状況です。さらにまた今年、そういったボランティアコーディネーターを育成するために社協のほうで職員の募集をかけている状況です。

以上です。

〇議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君。

○5番(小森谷幸雄君) 今福祉課長のほうからボランティアの個人あるいは団体のお話があったわけでございます。そういった中で、多分団体数については余り増えていないのかなと思っておりますし、この辺私も勉強不足でという言葉しかないのですが、基本的にはその各団体等がいろんな意味でプライベートの時間を充てながら地域の福祉とかそういうものに貢献をしていきたいと、崇高な精神で活動をされていると伺うわけでございます。

そういったものも、先ほど協働ということを今後町が推し進めるとするならば、やはりボランティア団体あるいは先ほど社協との関係も出てきましたのですが、やはりその団体そのものは当然地域住民が担うわけですけれども、その仕掛けの部分については、やはり行政が主体的な活動の中心にならざるを得ないと、そういう意味でなかなか理解できないと。場合によっては、どんなことやっているのというような場面もあろうかと思うのですが、やはり何かの機会にはお互いの団体が相互交流を図るとか、いわゆるやっている中身、ボランティア活動そのものが違うでしょうけれども、やはり切磋琢磨というような考え方の中でお互いが意見交換会をするとか、やはりそういった場面が単体ではみんな一生懸命頑張っておるのでしょうけれども、そこへ参画したいかしたくないか町民が考えるわけですけれども、やはり、ああ、そんなことやっているのと、私もやってみたいなとか、甘いかもしれませんけれども、やはりそういった場面をつくることが大変大事であるのかなということで、これ一方通行のお話で大変申しわけないのですが、そういった点もご配慮いただきながらボランティアの組織そのものを含めて、やはり全部見直しとはいいませんが、さらなる活性化ということでご努力いただければありがたいかなと思っております。

次の質問に入らせていただきます。先ほど中里課長が、地域の住民のニーズを引き上げるのは非常に難しいというようなお話があったわけでございますが、各自治体のいろいろな状況を見てみますと、やはり先ほど申し上げましたように、地域のことは地域に任せろと、ある面ではね。そういった中でやはり地域住民の、名称は別として、町民提案型協働事業と、そういう仮称でございますけれども、そういったものを設立して、補助金の話をすると大変失礼なのですが、そういったいわゆる後方支援として行政がその役割を担うということで、従来は行政側からお願いしてこんなことをやっていただけませんかと、内容はこうですよと、そういう行政側から地域住民へ流れる事業が非常に多かったと思います。これが提案制度ができてすぐ応募があるかどうかちょっとわかりませんけれども、基本的にはそういう仕組みを今後つくらざるを得ないのかなと思っております。

お隣、明和町ですと、こういう支援事業がございます。元気なハナ、ハナは草花の花ではなくて、華やかな華、元気な華の里づくり支援事業と、これをつくりまして、助成金制度を設けて、地域の活性化を図っているというような例もございます。

先ほど、昨日もそうだったのですが、重要文化的景観とか、あるいはラムサールの湿地登録とか、いろいろ我が町にとって一般的には財産だと表現されております。それを今後の利活用云々というようなことでいつも話題に上がるのですが、よく行政は何やっているのだというような話もちまたではよく聞きます。そういったものの利用あるいは活性化を図るには、やはり地域住民がそれぞれその地域の価値を認めると、そういうことでそういったものを復活させるという表現がいいかどうかわかりませんが、やはり地域の文化は地域で守る、これも一つの協働というような形になろうかと思います。

ですから、行政が全て支援を差し伸べるということではなくて、行政の役割と地域住民の役割、こういったものをきちんとすみ分けをした中で提案制度と、先ほど防災といいますと、自助、共助、公助の例がありましたのですが、自助の部分に当たるわけですね。その意見を吸い上げる手段としても、こういう制度を設けることがいいのかなと思っておりますし、邑楽町さんあたりでも実現できたかどうかわかりませんけれども、そういう制度導入に向けて検討されていると伺っております。

そういった中で、ちょっと余談になりますけれども、例えばこの間一峯神社の例大祭がございまして、一 峯神社の歴史的価値は、宮司さんのお話によりますと、かなり年代的にちょっと私もわかりませんが、価値 はあるというようなお話を承りました。それで、あそこは覆い屋の中に覆い屋、覆い屋の中に本宮があるわ けですね。ですから、外から見ると一見ぼろっちいお社かなという感じがするわけですが、その中の本宮に ついては物すごい価値観があるというような話も伺っております。

そういった中で、当然補助金ではなくて、あれは自費で多分中の本宮のほうを修繕されたかと思いますが、物すごく色彩が豊かに再現をされまして、それと同時に社務所等も改築をされまして、一新をされております。そういった点から、町長もそこにおられたわけですけれども、文化財的な価値もあるであろうということで調査も入っているらしいのですが、その辺それが認められればそこを一つの拠点として、やはり地域の人たちが地域を守る、一つの例となるのかなと。それがある意味では、地域おこし、まちおこしの一翼を担うものであろうと思うわけです。

そのときには、今回からニュータウンの区長さん方も何人かお見えになっておりまして、やはり我々は知らなかったけれども、こういうものがここにあるのかなというようなご意見もあったわけでございます。その点話が長くなりまして恐縮ですけれども、その認定とか今までの経過かな、その点教育委員会さんのほうでは何かお進めになっておりますか。

〇議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

「教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

○教育委員会事務局長(根岸一仁君) ただいまの質問の件なのですが、まず初めに文化財の認定について どういう流れかということなのですけれども、最初教育委員会のほうから諮問という形で、文化財調査員の 方がおられるのですが、そちらのほうに諮問させていただきます。その中で、いろいろ検討させていただい た中で、教育委員会に再度答申ということで返事が戻ってきまして、それに基づいて指定という形になって おります。

今回の場合なのですけれども、お話をいただいたのが時間的にまだ新しいということと、ほかに町の中では似たような案件が幾つかありまして、その辺をあわせまして今後検討していくということになろうかと思います。

以上です。

- 〇議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君。
- **○5番(小森谷幸雄君)** ちょっと横道にそれて恐縮でございます。そういった地元から見ると非常に価値あるものも、行政側から見れば見えない部分だと思うのですよね。そういった意味も含めて、やはり提案型の助成金制度、この創設についての基本的なお考え方は、中里課長いかがでございましょうか。
- 〇議長(野中嘉之君) 中里企画財政課長。

「企画財政課長(中里重義君) 登壇]

○企画財政課長(中里重義君) お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、隣町の明和町では、元気な華の里づくり支援事業ということでの事業化をしております。また、大泉町も元気な地域支援事業補助金制度というものを設けております。それから、太田市は、1%まちづくり事業、これ税収の1%程度を補助金として交付するという、そういう事業でございますが、いずれも議員がおっしゃるとおり、町民提案型の協働事業を事業としての採択をしているというような状況であることは把握をしております。

先ほど補助金のご質問のときに、ちょっと答えの中から落としてしまいましたけれども、こういった地域の活動のための交付金事業、これはやはり今後考えていかなくてはならないということは認識しております。ただ、この交付金へ一本化をするということになりますと、現行の補助金制度、これをやはり抜本的に見直していかないといけないのかなと。一部このままで新たな交付金制度をつくりますと、団体によっては重複するようなことも考えられますので、そういったところをやはり抜本的に考えさせてもらいたいということでありますが、先ほどその地域のニーズの把握が難しいということを申し上げましたとおり、逆にその地域から提案がなされるという方式であれば、我々としても非常に受けとめやすい形になりますので、そういった面では地域の皆さんあるいは団体の方々が、いわゆる地元の課題の解決という点では、やはり行政だけでは難しいところありますから、こういった方式は今後非常に重要だし、効率がよい体制になるのかなと考えております。

したがいまして、近隣の市町の制度等を参考にしながら、今後この事業化について検討していきたいと考えております。

以上です。

〇議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君。

○5番(小森谷幸雄君) 従来の補助金制度、そういったものございますし、新たなこういったものを創設するということについても、いろいろ問題点もたくさんあろうかと思いますが、従来のその補助金制度のあり方とこの提案型のものについては、本質的には全然異質なものでございます。そういった点もぜひご理解をいただきながら、近隣市町村の実態も調査された上で、ぜひ前向きなご検討をお願いしたいと思います。

そういった点で、最後になりますが、その協働についていろいろ申し上げてきたわけでございます。最終的には、それをどうするか、こうするかについては、基本的にはいろんな自治体もそうでございますけれども、いろいろそのばらばらにやっている内容を一つのルールにまとめるというようなこと、事業が必要になってくるのかなと。それが全国で見ますと、呼び名は別として233の自治体が条例を制定して協働に対する理解と認識あるいは推進を心がけております。

先ほどの提案型制度などもその中の一つになってくるのかなと思いますが、基本的には自治基本条例あるいはまちづくり基本条例、呼び方は別ですけれども、やはり協働をさらに進めるという段階に入った場合には、当然のことながら住民と行政の役割、議会の役割、そういったもろもろの内容をきちんと制度化しないといけないと。議会でも今一生懸命議会改革基本条例制定に向けて頑張っておりますが、やはり役割、責任、そういったものをきちんとすみ分けをした中で物事を進めることが大前提となってくるかなと思います。そういったその名称は別として条例制定に向けてのお考えについて、町長及び企財課長のお考えをお尋ね申し

上げます。

〇議長(野中嘉之君) 中里企画財政課長。

「企画財政課長(中里重義君)登壇

○企画財政課長(中里重義君) お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、いわゆるそのまちづくりの基本条例的なもの、これは当然必要になってくるというふうに考えております。これは大きく2つの要因があるかなと考えておりまして、1つは地方分権一括法が施行されたということでございます。それともう一つは、やはり社会環境の変化ということでは、住民のいわゆるニーズの多様化、それからもう一つは少子高齢化、それから人口減少にも起因するものかなとは思っておりますが、いわゆるコミュニティーの希薄化、こういったものがやはり背景にあるというふうに感じておりまして、こういったものを考えますと、やはり一つのまちづくりのためのそれぞれの役割分担を明確化する必要があると考えております。

そういった面では、当然今後制定に向けての検討が必要になってくると考えております。 以上です。

〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 協働事業につきましては、非常にある一面での難しさもあるのかなと、逆に言うと 適した事業と適さないものということになるのかなと思います。

まず、その協働事業に対する対価があるものでなければならないだろうと。対価とは何ぞやというと、例えば参加した喜び、具体的に例えば町のこれを我々がやったことで、町がやるよりもこれだけの財政効果が町に貢献できたとか、あるいは話が出ているコミュニティー的な住民間の交流の活発化に、その事業を通して活性化して非常にそのものよりもこういった面でのプラスがあったとか、あるいは実際に肌で感じる例えば道路清掃などをしてきれいになったとか、何かそういう感動や実質的な効果も含め、対価があるものがやはり住民参加型、対価がなくては、そういう意味で対価ということの表現が適切かどうか知りませんが、要するに参加する意味も感じないだろうということも思うときに、事業の内容によってどういう事業が適しているのかということは重要になるのだろうと。

あとは、町のやっている事業と重複をしたり、あるいは裁量権を与えて一定の補助金ということで、自由にやってくださいとはいえど、コスト意識やいろいろ同じことをやっていただくのだったらそれは町はまとめて発注してしまったほうが安いという、そういうことも例えばいろんな面で考えるところもあるだろうと。したがって、いろんな角度から検討を加えながら、より協働の社会を目指さなくてはならないというのは冒頭申し上げた、多分少子高齢化に向けて頭のいい人が国の、あるいは学者さんが、やはり住民が総参加型をして一つ一つの経費を最小限で仕上げていかなくてはならない。高負担、高サービスを望むものか、低負担、高サービスを望むもの、そのサービスのギャップを何で埋めていくかということで協働の社会ということが言われるのだろうとも思っておりますので、そこら辺をいろいろ議会さんとも議論しながら、できるだけ条例化しながら、やはり早急にでも必要なものについては新設していきたいと思うところであります。条例も含めてそういうことです。検討してよろしいものだろうと思っております。

○議長(野中嘉之君) 小森谷議員に申し上げます。通告時間を過ぎておりますので、簡潔に願います。

- ○5番(小森谷幸雄君) 以上で質問のほう終了させていただきます。大変ありがとうございました。
- ○議長(野中嘉之君) ここで暫時休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

休憩 (午前11時22分)

再 開 (午前11時30分)

○議長(野中嘉之君) 再開いたします。

次に、通告3番、市川初江さん。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

あらかじめ申し上げます。市川初江さんの一般質問は12時を過ぎると思われますが、ご了承ください。

[8番(市川初江さん)登壇]

○8番(市川初江さん) 8番、市川です。通告に従いましてご質問いたします。

初めに、窓口業務についてお伺いします。町役場の窓口業務は、役場を代表する顔であり、町民が直接接する一番大切な職場であります。そして、どの課にも窓口はあるわけでございます。役場は、町内の最大のサービス業であるという認識のもと、町民のニーズに沿った効率的で質の高いサービスを実施することが、全職員の大切な任務ではないでしょうか。町民との触れ合いが多い職場では、町民に親しまれ、信頼されるという窓口サービスが求められています。町民の要望や町民目線で業務を検討し、広域行政の推進として住民票、戸籍、印鑑証明など、相互交付や税証明の発行、納税など、窓口業務の充実を図ってお客様優先に仕事を行っているのでしょうか。どの課の窓口も役場を代表する顔であり、また町の顔でもあるという認識を意識してすることが大切なことです。町民の皆さんに対する職員が心ない対応であってはなりません。相手に対する応対が悪かったら、もし商店であったなら商品は売れず、倒産してしまうのではないでしょうか。行政は、お金をかけずに町民の皆さんが満足できるサービスを提供することが幾らでもあるのではないでしょうか。

その一つが窓口業務です。町民と触れ合うときの言葉遣いも大切です。言葉遣いは心遣いということを心して肝に銘じて仕事をするべきです。窓口業務は、窓口に見えた町民に対してお客様優先ですから、目配り、気配り、思いやり、そして何よりも職員の優しい笑顔があればできることです。窓口に町民が見えたなら、自分の仕事はさておいて、町民優先に行動し、相手の立場に立った対応が大切です。相手を思う心で気遣いをし、優しい笑顔を言葉に添えて応対することで、窓口に見えた町民もほっと安心して何でも相談できる雰囲気になり、自然と和やかな温かみのある明るい町役場となるのではないでしょうか。

窓口には、いろんな方が見えると思いますが、特に高齢者や障害者には心して気遣いをし、優しい笑顔で 手とり足とり親切丁寧に応対することが大切ですが、そういう基本的な職員教育はどのようにされているの でしょうか。

町長も今年の11月4日、選挙になります。はや4年1期が過ぎるわけでございますが、職員の対応でのトラブルや苦情は、約3年と11カ月ですかね、11カ月の中でどのぐらいありましたでしょうか。また、どんな内容のものが多かったのでしょうか、職員教育とあわせてお伺いします。

〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 改めて市川議員さんに質問されるということは、まさにいまだに全職員の中のどの 程度の割合かもしれませんが、そういったことが依然としてあるのだろうなということも実感しております。

具体的に何件あるかということは、数をそのたびチェックしているわけではありませんが、私としては4年間頑張ってまいりまして、特におっしゃるとおり、最大のサービス業ということを一番初登庁以来、やはりここが役場本丸がきちっと、本丸というのはもちろん役場全体をこの庁舎だけでなく、出先も含めてですよ、きちっとしっかりと締まることあるいは先ほど言われたいろんな要素の好感度を示すことが、まず何よりそれが基本であるということから含めて、挨拶だけでも、訓辞だけでも1年に年頭、それから4月1日、それから年末の3回は最低限もちろん、相当な文字数を使いながら例を挙げ、訓辞という形で述べてまいっておりますし、またその都度発覚をしたり苦情、苦情も非常に難しい場合もあります。特定ができないというか、あるいは逆に言うとマニアックな、覚えがないのだけれども、そういうふうに怒りを役場に対してぶつけてくるという、そういう面もありますから、ですが、その苦情を聞いて私がもっともだと、これは納得できるというものについては、逐一毎週の課長会議の折、述べさせていただいて対応をいただいております。

という流れの中でもまだ依然としてあるということは、課長級、課長会議を開いてそういった声を何度となく伝えるわけでありますから、課長がいかに指導しているのか、あるいはその下はどうかということも含め、全力でそういった面についても起こらないようにということで努めておりますが、現実私が先般の町のホームページ、「町長室」という欄がありますが、そこにぼやきをたった1回書いております。4年間もう自分も任期切れ間近であるのに、何より精いっぱいそれに対しては一番基本であるということで取り組んできたにもかかわらず、今日も昨日もおとといも3回も続けて従来にも増した同じような苦情が来ているというのは、私の力不足であるのだろうかというぼやきを載せた次第でもあります。

そういうことで、私はうそ隠しなくできるだけあける状況でいいことも悪いこともということで、そうしたら中には「町長、あんなこと書いちゃまずいよ」なんて言われた、私に対して言った職員もありますが、やはり私がいつも1人で上から目線ではないつもりではありますが、権力という立場もありますから、いつもしかってばかりいてはやはりということも含め、やはり町民の皆さんあるいはいろんな角度から悪いところはご指摘をいただくことのほうが、職員も少しはさらに上積みをするためには効果があるだろうということで、恥を忍んで自分の指導力の不完全さをホームページを通してインターネットで流したところでございます。

答弁の要旨がございますので、せっかくですからさらさらと読ませていただきます。窓口業務について、 どのような教育をしているかとの質問ですが、私の町長就任時においては、既に国家・社会経済情勢が低迷 する中、公務員、役場職員に対し厳しい視線が注がれている状況下でもありましたので、町民の皆様からの 期待と信頼を裏切らないよう、役場職員としての姿勢、心構え、住民の皆さんへの接遇等、特に情勢の変化 に対応した職員の意識改革について、厳しく指導してまいったところでございます。

職員に対しては、新年の仕事始め、昇給や人事異動の辞令交付、年末の仕事納め、職員全体での対応する 事業あるいは職員総会等々も含め、数々の訓辞、また職員会その他の挨拶等々におきましても、機会あるご とに諭し、戒めてまいった次第でございます。

それをわかりやすく言うと、時により同じ表現もできませんので、最短の表現はいつもにこにこ、はきは

きとした対応、スピーディーで全力投球、礼儀正しく責任の明確化といった役場職員の姿勢として必要なもの、そして何より役場は町内における最大のサービス業である意識を持つようにと指導しております。表現はだんだん具体的に、初めは皆さん大人だろうと思っていましたから、就任時は比較的高度な表現を使いましたが、直らないので、いつもにこにこなんて保育園の生徒に言うような表現まで使って指導してまいっております。

また、私の立場として、議会はもとより、区長会あるいは各種団体等、さまざまな会合の場において、地域の皆様方からの声に、いろんな機会で情報収集といいますか、耳を傾けております。その中で直接職員の耳に入らない要望、疑問、お叱り、評価、励ましあるいは数は少ないのですが、お褒めの言葉等々についても、週初めの課長会議において職員に伝えるなど、改善すべき課題については真剣に議論し、職員みずからに改善策を検討させております。

現在各課で実施している毎日の朝礼、7月1日から職員みずから、これは総務課長が強行に判断をしてと思っておりますが、改善すべき課題として7月1日から始めておりまして、毎朝5分間前後をめどとして、それも勤務外ということで8時25分から30分の間に各課全て朝礼を行い、先ほど申し上げました課長会から出た問題あるいはその日その日の出来事も含め、しかも毎日課長からではやはりまずいので、10人いれば10人が輪番に主役になり、「おはようございます」を3回言い始めてから、発声練習から始めてということで現在やっていただいております、自主的に。

でも、それでもやはり100人先いる中で、私にすると不届き者と言わざるを得ない職員がいることは事実 でありまして、そういった職員に特定をされるときには町長室へ呼んで、相当な厳しいお叱りとあとは指導 を直接例を出してしておるということであります。

その他職員の資質の向上を目的に、接遇の研修や話し方研修、電話応対研修等、これはお金をつぎ込んでやっているのですが、私自身はこのことについても役場の職員が接遇の研修だの、話し方の研修だのなんて、そんなものに本当はお金を使う必要はないということで、でも職員の中では職員が県職員研修としてどうしても取り上げたいような雰囲気もありますが、近いうちこれは中止させたいと思っております。そういう意味での初歩的な研修は、もっと専門的なものを必要な研修はもちろん認めますが、電話の応対研修とかそんなものは恥ずかしくてしようがないと思っておりまして、そういう指導を近々したいと思っております。

加えて、ついこの間、まだ四、五日前に面接、来年度の採用予定の1次試験を通過した皆様方の面接を行ったわけですが、皆役場の職員の心得あるいは態度、面接もおおむね大体そこらを中心になりますので、100点満点の回答をしております。したがって、100点満点をとった子が、いつの間にか2年か3年で朱に交わって赤くなったのか、朱はどちらかいろいろ分析をしながら、先輩がこうだからやはりすばらしい自信を持った後ろ姿を見せていただきたいと、その筆頭は課長であると、あるいは管理職であるということで、そういった指導をしておりますが、行き届かない点はおわびを申し上げたいと思っております。

〇議長(野中嘉之君) 市川初江さん。

○8番(市川初江さん) ありがとうございました。町長も努力をして、教育なさっているということがよくわかりました。でも、これは職員の努力がなければ成り立たないものでございますので、やはり課長を中心にしっかりと朝礼の中でやっていくべきかなと今思わせていただきました。

私たち職員は、町民の皆様の大切な税金の中からお給料をいただき、生活させていただいていることを、

やはりしっかり一人一人が認識しなければなりません。この大切なことをしっかり認識することで、何事も 町民第一に考え、町民の皆さんに喜んでいただけるように行動せざるを得ないのではないでしょうか。職員 一人一人が町民の幸せのため、一つでもお役に立つことを実行していくことが最も大切なことだと思います。 町のために何ができるか、町民のために何ができるか、何をしなければならないかは、私たちに課せられた 最大のテーマであり、やらなくてはならない基本的なことだと思います。

窓口サービスは、窓口に見えた方に真心込めた爽やかな挨拶からスタート、そして言葉遣いは心遣い、町民の方優先に親切丁寧に優しい笑顔を忘れずに町民と触れ合う、このことを一人一人の職員が意識して実行していく、難しいことはないと思うのですけれども、このことを徹底して実行していくということだと思います。この基本中の基本をしっかり職員教育をしていただき、町民の皆様に親しまれ、信頼される窓口業務を目指していただくことを町民にかわって心よりお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

そうですか、総務課長、一言、ちょっとお時間もなくなってしまう。では、一言でお願いします。

〇議長(野中嘉之君) 田口総務課長。

「総務課長(田口 茂君)登壇]

〇総務課長(田口 茂君) 端的に今議員おっしゃられたとおり、接遇等々についての重要性、おっしゃられるとおりだと思います。我々職員も、町長就任以来、先ほど町長の話がありましたとおり、私も含めて指導を受けてまいりました。

先ほど接遇の研修、話し方研修あるいは電話応対の研修と、これはどうしても必要だと個人的には思っています。今後町長とは検討したいなとは思っていますけれども、いわゆる我々新規採用の職員も含めて4月1日に採用されて、本格的な研修を受ける期間、民間企業と比べて非常に少ないかなと感じています。したがって、先ほどの研修については、再度町長と検討していきたいということで思っています。

それとあわせて総体的な話になりますけれども、そういうものがわかっていながら、認識していながら、 やはりできない、わかっていなくてできないということと比べると、やはり非常に悪いことだと思うのです けれども、今までの研修も含めて研修の報告書を受けています。全ての方が研修を受けてよかったという回 答、報告をするのですけれども、実際はできない難しさがあるということですので、いろいろ課長会で相談 しましたけれども、いわゆる中には改めて朝礼はというような声もあったわけですけれども、やはり声を一 つ張り上げるについても、発声練習していないとその日の声が出ないよという民間の勤めを経験された課長 さんの意見等もありまして、7月から実行しているところです。

引き続き、町長が目指しているこういう町の職員の姿勢あるいは気持ちよく帰っていただける姿勢、それらを努力したいと思いますので、よろしくお願いします。

〇議長(野中嘉之君) 市川初江さん。

〇8番(市川初江さん) よろしくお願いいたします。

それでは、ヤマダ電機と入れかえまして、少子化のほうを先に質問したいと思いますので、よろしくお願いたします。

我が国が明治32年に人口動態の統計をとり始めて以来、平成17年度に初めて出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来しました。出生数は、18年度は前年度よりもさらに約5万人減少し、出生率も1.25から1.23と大きく下回り、いずれも過去最低記録を示しています。今までの人口を維持するた

めの出生率2.08という数字とは大幅に下回っています。

また、この二、三年の1市4町の出生率ですが、館林市1.40、邑楽町1.21、千代田町1.25、明和町1.51、そして我が板倉町1.13ということで、1市4町では我が町は一番出生率が低いということです。子供と子育て、家庭を取り巻く環境は急速な少子化の進行、希望する数の子供を持つことが難しいなど、結婚、出産、子育ての希望がかないにくい現状にあり、また深刻な待機児童が問題に象徴される子供、子育ての支援の質、量の不足、子育ての孤立感と負担感、量不足の増加など、厳しいものとなっております。少子化対策は、いわば時間との戦いであり、中長期的な観点からの施策も重要であるが、短期的で実効性のある施策による速やかなる対応が求められているのではと思います。

人口の減少が加速度を増し、労働人口の減少、若い労働力の縮小、消費市場の縮小による経済への影響が 心配されます。また、高齢化が進むことで年金、医療、介護などの社会保障費が増加し、国民の負担が増大 することが懸念されています。ただし、経済や生活は人口だけで決まるものではないので、そうした懸念を 実現させないための工夫を国、自治体、企業を初め国民全体、町に置きかえれば町民全体が協力して築いて いけるかどうかが重要な点です。

このような状況を考えますと、高齢化対策とあわせて誰もが安心して子供を産み育てることができる環境整備や地域づくりといった少子化対策は、今後ますます重要性を増していくものと考えられます。そこで、16年度少子化対策として全国的に次世代育成支援行動計画が策定され、我が板倉町でも策定しました。平成17年度から平成26年度の10年間の次世代育成支援行動計画の中で具体的な目標、指標を、今年度で約7年半ですか、過ぎようとしております。具体的に調査検討にまだ取り組んでいないものにつきましては、取り組んでいない理由もしくは今後の計画についてお伺いします。

〇議長(野中嘉之君) 永井福祉課長。

[福祉課長(永井政由君)登壇]

〇福祉課長(永井政由君) 先ほど議員がおっしゃられましたとおり、板倉町でも平成17年3月に板倉町次世代育成支援行動計画を策定いたしました。平成22年3月にこれまでの取り組みの一部の見直しを行いました。平成22年から平成26年度までの後期計画を作成いたしました。この後期計画の中で位置づけた主要な事業であります保育サービス、放課後児童健全育成事業、その他の次世代育成支援対策に係る事業の進捗状況についてお答えいたします。

まず、通常保育事業につきましては、平成26年度の目標値、これは計画の中にあるのですが、保育園3園、283人の入園児ということで目標を設定いたしまして、平成23年度の実績といたしまして保育園3園ございまして、285人入園児となっております。おおむね100%を達成していると思います。

次に、延長保育でございますけれども、平成26年度の目標値は、保育園2園、1日当たり40人の利用ということが掲げられたわけですけれども、平成23年度におきましては、23年度から3園延長保育を実施することになりました。実際の利用者なのですが、1日当たりに7人の利用となっておりまして、現状、予定と比べますとかなり大きく下回っております。今後も入園児の保護者にPRを周知徹底を図りまして、こういった事業もございますということをPRしたいと思っております。

次に、放課後児童健全育成事業、これは学童保育ですけれども、平成26年度の目標値が5クラブ、116名の利用ということで掲げました。平成23年度の実績でいきますと、5クラブで84人の利用となっております。

これにつきましても、毎年大体100人前後という形で推移している状況です。

次に、地域子育て支援拠点事業ですが、これは平成26年度の目標で1カ所設置ということになっております。現在そらいろ保育園の中に「そらいろチャット」という事業ですけれども、あります。これがこの子育て支援拠点事業の一環となっております。

次に、一時預かり事業ですけれども、26年度の目標値は、保育園3園で実施現在しております。実績としまして23年度ですが、保育園3園で、これは延べ人数になりますけれども、101人の利用となっております。こちらにつきましても、まだ延べ人数で101人ですから、かなり低いと思われます。今後もニーズに対応するよう保護者等にPRを周知徹底を図っていきたいと思っております。

また、その他の夜間保育事業、またトワイライトステイ事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業、ショートステイ事業、ファミリーサポートセンター事業の6事業につきましては、現在におきましてはまだ実施する予定はございません。

最後に、個別事業としまして児童館の整備ということがありましたけれども、平成23年4月に西保育園を 改修いたしまして、児童館の開館となっております。

現在の次世代育成支援行動計画後期計画の主な事業の進捗状況は、以上のとおりでありますが、大体おおむね達成されているものと思っておりますけれども、さらに推進を進めてまいり、今後も保護者のニーズ、こちらサイドのニーズに的確に推進に当たりたいと考えております。

以上です。

〇議長(野中嘉之君) 市川初江さん。

○8番(市川初江さん) ありがとうございました。ご回答いただきました中で、どの施策も大切ですが、 少子化の影響を行政区も受けております。町の行政区も32区ありますが、世帯の一番多い区が300世帯、一 番少ない区は45世帯、世帯数の格差は7対1になっています。

未婚の男性、女性が多いということは、ますます人口減少が加速し、世帯数の少ないところは行政区の運営が困難になってきている現状です。区に活力がなければ町も活力が弱まります。町が中心になってこの7対1の格差をなくし、200世帯ぐらいの区に整えていただくことをお願いいたします。この件も少子高齢化とあわせて急がなければならないことだと思います。区を整えることで、区も元気になり、町も元気になります。住んでいる町に魅力がなくなると、町から若者が消えていってしまうことが懸念されています。少子化対策に歯どめをかけるには、嫁不足問題の取り組みが急務ではないでしょうか。板倉町の未婚の男性、未婚の女性はどれぐらいいるのか、お伺いいたします。ちょっと簡単ですけれども、数字だけお願いします、課長。

〇議長(野中嘉之君) 田口総務課長。

[総務課長(田口 茂君)登壇]

○総務課長(田口 茂君) それでは、数字だけ発表させていただきます。

22年の国勢調査、そのときの数字でお願いします。結婚活動年齢といいますか、対象年齢を25歳から49歳と仮定して申し上げます。男性が町内で総数2,248名の方がいらっしゃいます。そのうち未婚の方が1,003人、女性の総数が2,140人、未婚者が629人という状況です。よろしくお願いします。

〇議長(野中嘉之君) 市川初江さん。

- ○8番(市川初江さん) 済みません。町長、区のこの。
- 〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

「町長(栗原 実君)登壇

〇町長(栗原 実君) 行政区を平らにできれば平準化にすることは、少子化問題と果たして直結するかどうかは別として、やはりいろんな例えばこれからの協働のまちづくりとか、あるいは今やっている行政運営上もいろんな弊害もあることも事実であります。

その最たるものは、例えば運動会、町の体育祭の選手選びなど、またそれに対応すべく体育協会、体育協会長さん以下教育長も含め、担当の教育委員会もさまざまな代替案で手当てをするわけでありますが、私が見ておってもまさにどうにもならない、そんな手当てでは根源的な解決にはならないということで、私自身もその方向性を模索していただきたくべく、先般の区長会でかな、その前か、ちょっとそういったものも投げ出しつつありますが、長い年月を経て今の行政区が存在をしているという現実も捉まえてと、踏まえてみますと、一挙にとはいわず、やはり区長会様も例えば議会の定数にも言及をする場合もありますし、それを踏まえて議会も努力しておりますし、定数削減等あるいは土地改良区、農業委員会、全て地域割りというものから定数を削減し、さまざまな課題、問題を克服して適正数に至っているということの経緯を考えれば、区長会様も一定の期間、正式にご検討いただくことも要請をそのうちしたいとも思っておりますが、市川さんの意見にほぼ賛成もしておりますので、そういったきっと真剣にみずからの問題も含め、1対7で、我々はもっと分析しております。

1人の行政区の役員数の例えば役員手当等も含めて、1行政区の戸数で割りますと、いわゆる1戸当たり 1万円とか、あるいは行政区にとっては3,000円で済んでいるとか、そういったコストの問題あるいは効率 の問題、いろんな弊害もありますので、きっとこちらが呼びかけをし、そして一定の期間の中で真剣に議論 していただきたいということについては、きっと快く応じて議論はいただけるのだろうと思っております。

ただ、繰り返しますが、歴史もありますものですから、早急にでも出していただきたいという思いもありますが、やはりそれは民主的に結論をお出しいただくように問題提起として近いうち、そういったご指摘も幸いあれば、それをよりどころにして発言してまいりたいと思っております。

それと、今言った行政区が平らになることは、と少子高齢化にどういう連結性があるかというのは、別問題だろうと私は思っておりますが、いずれにしても活性化にマイナスの面はどんどん除去していくということは、今言ったもので手当てとしてはよろしいのかなと思っております。

そして、その晩婚対策とか結婚、少子化対策、一応サービスをする先ほど市川議員さんが言われた量的な問題も不足をしているのではないかということですが、先ほど申し上げましたように、我が町としては対応の数も、いわゆるメニューも量的にも不足はしておりません。ただ、知らないとか、もしかしたら合理的な面がないという何かの原因で、窓口はあき、施設ももって対応する体制もつくっておるのですが、例えば先ほどの内容によっては、定員を100と読んでいますのに、利用は80だとか、あるいは幾つだから幾つだとかという先ほども述べたようでありますが、そういった意味での利用をしていただいて、働ける人にはどんどん働いて納税も含め、いわゆる子づくりにも励んでいただきたいという感じもいたします。

そして、さらに考えていますのは、今は昔と違って親が騒がないと、適齢期になっても親が全然どこの家庭に行っても騒ぎませんよね。親が騒いでいるうちは、見ていて早いですよ。うちなんか騒いでいますから、

私も早かったものですから、私も20とちょっと過ぎで結婚したものですから、子供のことにもそこそこのときに早く行きなさいというような、あるいはもらえとか、ちょっと言葉が適切かどうか知りませんが、いわゆる社会問題として総合的にアタックをしていかないと、単に政策一つでは難しいなという感じをしております。

本人への対応は婚活とかいっぱい町も計画しているのですが、参加する人が少ないのですね。そういった ことも含めて総合的に対応してまいりたいと思っております。

- 〇議長(野中嘉之君) 市川初江さん。
- ○8番(市川初江さん) ありがとうございました。

私の近所を見ましても、年齢は重ねても結婚しないのかできないのか、独身の男女が目につきます。未婚率も急上昇してきているということです。

一番気になるのは未婚率です。年代別に未婚率の推移を見ると、20代後半や30代後半の未婚率がバブル景気のころから上昇し始め、今や20代後半では結婚していない人が多く、30代後半のサイトには将来結婚率の推移を見ると、将来的にも女性でも1割から2割は生涯結婚しないという予想結果になっています。フリーターやニートの増加とともに出生率が下がっていて、フリーターやニートは収入がないので、結婚できないということでございます。これは、歴史的にも今までかつて例のない社会だと思われます。

晩婚化、未婚化と結婚の仕方や結婚後の子供の産み方が変わったのは、社会経済の変化全体が関係しているようです。経済変化による働き方や消費生活の変化、男女、家族などの社会関係や価値観の変化、多様化が指摘されていますが、社会経済の変化に伴って、もし人々の間に結婚や出産を望んでいるのにしにくい事情が生じているとすれば、これを取り除く必要がありますが、町では対策の一つで先ほども町長がおっしゃいましたけれども、婚活を推進していますが、ちょっと短く進捗状況をお聞きしたいと思います。

〇議長(野中嘉之君) 田口総務課長。

[総務課長(田口 茂君)登壇]

〇総務課長(田口 茂君) 短くということで、細かく内容には触れませんけれども、婚活については、平成22年から第1回目を行いまして、第5回目を平成24年2月12日に行っているという状況です。本年度も商工会の青年部、農協の青年部の協力をいただきまして、開催する予定です。

具体的には、各会若干人数の差はありますけれども、二十何人の参加から70名の参加ということで、その時々において参加者については違いますけれども、現状そのたびにカップルができて、7組から、これ見ますと10組くらいはカップルができているようでございます。最終的に、今現在結婚まで至ったのが3組という状況で概要として報告させていただきます。よろしくお願いします。

- 〇議長(野中嘉之君) 市川初江さん。
- **〇8番(市川初江さん)** ありがとうございました。少しずつ成果が出ているようで、ありがたいと思います。

また、結婚するかしないかは、社会の情勢とともに関係してくるので、今の社会が変わらなければ少子化はどんどん進んでいくということでございます。独身女性の間で未婚を否定的に捉えない傾向が強まっている、こうした意識が晩婚化や少子化にも拍車をかけていると言えそうです。晩婚化の背景には、女性の社会進出が進んだり、適齢期などにこだわらない若い人の意識があるのではないかと思われます。

結婚なんかしなくても幸せという考え方が一般的になってきている状況ですが、全くこれでは困るわけで ございます。結婚して、子育てをして、人間としてよりよく成長していく、その古くからの生き方を多くの 独身の男女にぜひ選んでほしいと思います。結婚や子育てには苦労がつきものですが、その中で充実感のあ る人生が送れるのではないかと思います。

結婚したくても縁のない方が30代、40代以上に、50代、60代の独身の方が板倉町にはたくさんいます。もう少子化対策に歯どめをかけるには、年齢制限なしで出会いの場づくりに町挙げて取り組んで、一人でも多くのカップルを誕生させることが急務ではないでしょうか。独身の男女の方も、苦労は幸せの種という言葉の意味をかみしめて、本当の人生の幸せを送っていただきたいと私は願っております。

困難な時代を越えていくには、何よりも住民の代表たる町長と私たち議員の厳しい時代認識が求められているのではないでしょうか。その見識と手腕に地域社会の運命が今日ほど大きくのしかかっている時代はないのではないでしょうか。この大きな試練を地域の将来を切り開いていくチャンスにしていけたらと思います。独身男女の出会いの場の婚活をもっと内容を深め、年齢制限なしで出会いを求める方は全員受け入れられるような体制づくりを研究し、真剣に取り組むことで、我が町の少子化に歯どめをかけたいものです。歯どめがかけられないのもかけられるのも、職員のやる気次第です。また、何よりも町の長である栗原町長のやる気が大切です。誰にも負けない栗原町長の実行力を心からご期待申し上げまして、最後の質問に移ります。

ヤマダ電機の進出に当たって幾つかお伺いしたいと思います。板倉ニュータウンでは、ヤマダ電機が環境 配慮型住宅団地の開発に乗り出しており、企業局はメガソーラーとあわせて一帯をエコタウンと打ち出し、 住宅販売に弾みをつけたいと考えているようです。

8月22日にヤマダ電機が環境配慮型スマートタウン「スマニティタウン板倉東洋大前」の開発に当たり、モデルハウス新築工事地鎮祭が行われ、とりあえず8戸ということですが、9月号の「広報いたくら」には、今年中に約60戸、また今後3年間で500戸建築販売する予定ということですが、今年中に60戸についてはどの辺まで進行しているのか、進捗状況。また、町としては住宅販売の見通しをどう見ているのか、お伺いいたします。

〇議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

[産業振興課長(山口秀雄君)登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) それでは、答弁させていただきたいと思います。

ヤマダ電機の進出に当たって住宅販売の見通しということでございますけれども、こちらにつきましては、 基本的には新聞報道にありましたヤマダ電機の販売計画、これに基づいて進んでおりまして、今年度中から 販売を開始しまして、3年間で約500戸こちらを販売するという計画でございます。町としましてもこの実 現のために迅速な対応をしてまいりたいと考えております。

ただいま議員のほうからお話がありましたように、8月21日に約2.1へクタール、住宅にすると約60戸分の分譲を企業局は発表いたしております。その後ヤマダ電機が進む具体的な内容につきましては、現在のところ町のほうはまだ把握をしていないという状況でございます。

〇議長(野中嘉之君) 市川初江さん。

〇8番(市川初江さん) そういう状況だろうなと私も思っておりました。期待できそうですので、大変楽

しみにしております。

ヤマダ電機駅前また出店という願ったりかなったりのことですが、どのような経緯があったのでしょうか。駅前出店の件は、駅前ににぎわいが欲しい、何とかどんなお店でもよいからと、ニュータウン完成して以来、15年間の願いでしたから、このお話が夢でなければよいがと思わずにはいられません。町にとっては大変喜ばしいことです。喜ばしいことでございますが、出店はどのような形態で計画されているのか。また、敷地面積はどのぐらいなのか、また出店の時期はいつごろになるのか、町から見ての期待度はどのぐらいのものか、4点お伺いいたします。

〇議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

[產業振興課長(山口秀雄君)登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) 続きまして、駅前出店の期待度ということでございます。

こちらでございますが、駅前の商業地、こちらの商業地につきましては、町としましてもこの誘致について悲願と言っても過言ではございませんで、いろんな努力を、さまざまな努力を今まで行ってきております。しかし、実態といたしましては、実際には複数の企業からの問い合わせ、それからその担当者も現地のほうに来ていただいて、現場をよく見ていっていただいているという状況ではありますが、この実現には至っていないというのが現状でございます。

その中で、先ほど議員のほうからもございましたが、この前の地鎮祭の際にヤマダ電機の山田会長様が「店舗を出店する」というご発言をいただいたわけでございます。それまで具体的なお話がなかっただけに、こういうご発言をいただいて、この期待度は非常に高いと考えておりまして、今後できるだけ早く具体的な出店計画がいただけることを心待ちにしているということで、具体的にまだ例えば規模だとか位置だとか、大きさだとかという内容につきましては伺っておりませんという状態でございます。

〇議長(野中嘉之君) 市川初江さん。

O8番(市川初江さん) そういうことかなとは思っておりました。

次に、また8月23日の上毛新聞の1面に大きな見出しで「板倉にメガソーラー、ニュータウン産業用地に、県来秋に運転開始」とあった。県企業局は、22日、板倉町にある板倉ニュータウン産業用地の4.4ヘクタールに電気事業用の大規模太陽光線発電所、メガソーラーを建設する計画を明らかにしました。最大出力2,250キロワット、年間で一般家庭600世帯分に相当する。236万5,000キロワット時の発電量であり、総事業費として9億4,500万円を9月補正予算案に計上し、来年10月から11月をめどに運転開始を目指すとしている。自治体単独のメガソーラー事業としては、太田市の施設が今年7月から稼働しており、県内でも自治体の参入が活発化していくようです。

再生可能エネルギー発電の全量を電力会社に買い取らせる固定価格買い取り制度が7月に導入されたことから、全量を売電することで年間9,400万円から9,500万円の収入が見込まれ、採算の見通しが立ち、14年ほどで投下資本が回収できるとのことだそうですが、企業局とヤマダ電機のメガソーラーの関係は、設備投資はヤマダ電機がやるということなのでしょうか。また、このメガソーラーを設置したことで町はどんなメリットがあるのでしょうか、お聞きいたします。

〇議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

「産業振興課長(山口秀雄君) 登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) 続きまして、企業局のメガソーラーの関係でございます。

こちらにつきましては、今議員がおっしゃられたとおり、新聞報道、まことにそのとおりでございまして、こちらメガソーラーの建設予定地ということで、今東武の跨線橋の北側、4.4へクタールという部分でありますが、こちらの土地につきましては全体の形状も余りよくないと、それから東武線で扇みたいな形になっているという状況でございまして、ここの土地を利用していくのに企業の誘致についても非常に苦慮しているという部分があるのですが、この当該地に企業を新たに進出するというのは、そのような条件でなかなか進まなかったという中で、企業局のほうからこちらも突然でございますが、メガソーラーの計画という案をいただきました。

内容につきまして非常にいい案だということで同意して、メガソーラーの整備、これからメガソーラーが整備されることによりまして企業局から交付金の収入が期待できる財政上のメリット、それからエコの話題性という形での大きな効果、こちらのほうも考えられるということで、これから円滑に建設が進められますよう、議員各位におかれましてもご協力賜りたいと考えております。

ヤマダ電機がこちらの企業局のメガソーラーにかかわるというお話は、一切聞いて、伺ってはおりません。そういう状況でございます。

- 〇議長(野中嘉之君) 市川初江さん。
- ○8番(市川初江さん) ありがとうございました。

やっと板倉のニュータウンに春が来たようです。待ちに待った15年来の夢と希望がかなえられそうで、ほっと一安心をしております。この幸運の波に乗って、このチャンスを逃がさないで、住んでよかった町、住もうと思う町、住みたい町と言われるような、いや、言わせるようなまちづくりを本気でやる気で栗原町長の誰にも負けない実行力で、町長を筆頭に役場職員が一丸となり、町全体を巻き込んで夢のまちづくりを目指し、努力精進していくことを町民にかわって心よりお願い申し上げまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(野中嘉之君) 以上で市川初江さんの一般質問が終了しました。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は1時30分といたします。

休 憩 (午後 0時25分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長(野中嘉之君) 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、川野辺達也君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

「3番(川野辺達也君)登壇]

○3番(川野辺達也君) 4番、川野辺です。よろしくお願いいたします。

メガソーラーとニュータウン内のヤマダ電機の関係で、重点的に絞ってご質問しようと思いまして、ちょうどお盆明けにタイムリーな情報だったので、誰か質問する議員の方がおられるのかなと思いましたら、市

川議員さんが午前中質問されましたので、私は誰かいるのだと思ってこれ質問時間を50分にしたのですけれども、もしかしたら30分でも時間が余るかもしれません。ダブるような質問もあるかもしれないのですが、済みません、確認だと思っていただきまして、お答え願えればと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、メガソーラーの件についてお伺いいたします。8月23日、これ上毛新聞なのですけれども、お盆明けてあっと思って、随分大きい字で「板倉にメガソーラー」という見出しがあったものですから、もちろん注意深く読ませていただいたのですけれども、このメガソーラー建設の新聞報道に至るまでの経緯についてちょっとお伺いしたいのですが、町と企業局いろいろ連携があったかと思うのですけれども、何か細かいやりとりみたいのがお答えできる範囲で、企業局の問題もあるのは重々承知なのですけれども、何かやりとりがあったのかどうかお聞かせ願えればと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

[産業振興課長(山口秀雄君)登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) それでは、ご答弁させていただきたいと思います。

メガソーラーの建設の新聞報道に至るまでの経緯ということでございます。この経緯につきましては、本年の6月下旬に板倉ニュータウンの今後の事業計画について、企業局と意見交換をいたしました。その席で、今回企業局が建設を決定した駅の北側の産業用地につきましては、線路、東武線と、それから河川、連絡水路、それと跨線橋、こちらに囲まれているという立地環境から見ますと、企業を誘致するには非常に厳しい土地であるという現状がわかっておりましたので、町長もみずから設置主体はどこであろうとも、メガソーラーの活用というのが非常にいいのではないかというような意見を企業局に申し上げたという経過もございます。

しかし、その後企業局から具体的な回答、それから検討状況等の報告が全くないまま、新聞に掲載される 2日前の8月21日に、これは知事のほうの方針を受けてということなのですけれども、企業局で、先ほど申 し上げました駅北側の産業用地へメガソーラーを建設すると、そういったことになったので、地元の町長さ んのご意見も伺いたいという形で、協議とか相談という形ではなく、ほぼ決定事項というような形で、その 説明を企業局の団地課長とそれから発電課長、この2名の方に来庁していただいたということでございます。

その後、県議会を初め関係機関と調整がついたということで、群馬県として企業局がメガソーラーを建設 するという最終決定をしたという報告がありまして、議員ご質問の新聞報道へと至ったという状況でござい ます。

以上です。

〇議長(野中嘉之君) 川野辺達也君。

○3番(川野辺達也君) では、今のお話聞いていますと、町のほうもどちらかといえば長い時間をかけた 話し合いではなくて、ある程度急遽的な話のような今お話を伺いました。

そこで思うに、質問に入るのですけれども、企業局があれですかね、水力発電関係もちょっとやっているようなお話も聞いたことあったのですけれども、このメガソーラーとか、この発電的なことを榛東村、太田市が結構有名ですけれども、榛東村やそのメガソーラー建設が話題となっているのですけれども、企業局が事業主となってこの太陽光発電、メガソーラーをやるというのは、どういうふうな感想でも結構ですけれども、何か思い当たる節ということ的なことはあるのでしょうか。ちょっとその辺わかればお伺いしたいので

すけれども。

〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

「町長(栗原 実君)登壇

〇町長(栗原 実君) 先ほど担当課長から、町長みずから、私みずから設置主体は誰がやろうと、メガソーラーでもあそこへ建てたほうがいいのではないかという話をこちらから問題提起をしたということが6月ですね。その間から決定、8月21日に役場へ来たときには、決定事項にほぼ近いということで、こちらにすればこちらが出した提案がそのまま企業局の考え方と一致したということだろうと当然受けとめるわけです。

その8月21日の話し合いの中で、以前から我が町としては、ヤマダ電機の宅地、スマニティタウンあるいはスマートハウス、そういったものの設置と進出と、あとは駅前に電器店、どんな形でもいいからヤマダのそういった電器店的なものと、あとメガソーラーを3点セットでお願いしたいというような話をずっとしてまいりまして、基本的には8月21日で町としてはわからないと、なぜ県の企業局が、要するに私自身が考えているのは、企業局というのは今話が出ましたダム建設とか、非常に民間でできないような大きな仕事あるいは今回板倉の企業団地みたいに、そのときの時代の流れの要請で民間ではできないものをやはり企業局はやるのだろうと。ヤマダにやらせればヤマダから地代も取れるではないかと、企業局はですよ、というような話まで実は突っ込んだ話し合いもいたしました。

ですが、決定事項ということですので、県の狙いは新聞で発表されたとおりだろうと受けとめる以外にありません。そういったことを受けて、私のほうとすれば、先ほど市川議員さんからも過分過ぎるほど、褒め殺しになってしまうのではないかなと思うほど、お褒めの言葉をいただきましたが、まだいずれにしても発表したということと計画があると。あとは、その計画に沿って実行するという約束だけですから、そうはもろ手を挙げて喜んでいるわけではありません。

慎重に、例えば3年間で500戸売るといっても、どんどん思ったよりヤマダさんがどういう考えを持っているか、その胸算用以上にペースが上がれば、2年でも売れるかもしれないと。だけれども、3年たってもヤマダさんの推しているスマートハウスが時代に、あるいは一挙にどのメーカーもそういう方向性を多分国策にのっとって、補助金が出るわけですから、自然エネルギーにね、買い取り制度という形で。ですから、企業間競争もあるのだろうということも含め、あくまでそういったものに向かって頑張っていただくということで、疑ってはいないのですが、ぜひそういう明言された形で進んでくれればよいなということであります。

それから、例えば先ほど市川さんが、もう一挙に板倉町の諸問題が解決されたように、これは褒め殺されてしまうなと思っているのですが、ざっくばらんに私の感じを申し上げますと、ヤマダ電機さん1店では駅前の1.5へクタールはどう考えても埋まらないという感じはもちろん持っています。それに、幾つ組み合わせる必要があるかを含めて、これから進捗状況を見ながら、町であと2つ町で見つけなくてはならないのか、あるいは3つになるか、店の大きさも含めて数も変わってきますからとか、電気屋さんが出るのであれば、それに何が組み合わせとして必要なのか、それを進出をされるヤマダ電機さんが自分の持っている商いのエリアの中で、あと2つ、3つを組み合わせて出していただけるのかということも含めて、いろんな角度から分析をして町としてできることがあれば、町も一生懸命店舗探しをしてくださいよと言われたときには、そ

うしなくてはなりませんので、楽観をそういう意味ではしておりません。

一応町もヤマダ電機さんを町なりにも分析もさせていただいております。最近の傾向は大型店舗でなく、三、四百坪程度の小規模店舗を、いわゆる各町につくっていくというような、極端に言うとそういうような方式に切りかえているやに聞いておりますし、これはイオンや大型店舗もそういう方式、規模を大規模から中規模あるいは小規模に落として、できるだけ細かくつくって、自分のシェア率を、占有率を高めるというような方式に切りかえているようでして、近隣の例えばつい最近オープンをされた加須市のヤマダ電機とか、あちこち我々も勤務が終わってから夜遊びがてらに見たり、そういった下調べもしておりまして、おおむね3分の1ぐらい埋まればありがたいのかなという、もっとそんなこと言ってでかい電気屋をつくるという、つくる予定だったのに、そのころにしてしまうかと言われると困るのですが、いずれにしてもそういう感じは印象として、そういう形になるのだろうなという考え方を持っております。

したがって、正直今のは私自身が今回川野辺議員さんに対して、同じ質問ですから感じている答えをつけ加えたという形で、でもここまでは別に話をしたって私は責任を持ちますから、栗原実のそういった今の時点での印象であると。

それにしてもヤマダ電機さんが、こういったやりとりがあったのですよ。これ知事さんにも言いました。私にも言いました。それから、新聞にも発表しました。サービスで、サービスで板倉に店舗を出してあげますよと、そういう言い方でしたから、やはり当初から水面下の交渉の経緯においては、ヤマダ電機さんの電気出店部については採算がとれないからやめろ、だけれども、3点セットで手に入る、あるいは3点セットが2点セットでも、住宅販売を進める上でモデルハウスをつくり、それに買おうとする訪問客のためにモデル的なショップあるいはアンテナショップみたいなものの位置づけとしても、どうしてもそういった店が、あるいは相談所、案内所みたいなものを兼ねたものも必要だから、そちらのお店の単体での営業の採算性は別としてつくるのだという、2つの意見が相当期間あったやに聞いておりまして、そういう意味ではサービスでということは、やはり板倉町の今の人口的ないわゆる商い圏内、商圏を見たときに、それ以前もいろんなお店にもアタックもしてきましたけれども、我々素人があそこの線路に挟まれたブーメラン状のところがすばらしい商業地に適したところと我々は認識をして、当たり始めたわけですが、相手側にしますと、こちらが思うほど良い場所ではないという感じがしております。それにしても進出をしていただけるというそれはプラスサービスでということは、こちらが分析しているものといろんな今までの経緯とヤマダさんのそういう気持ちをスライドさせて重ね合わせてみるときに、損得抜きでということになるのだろうというふうに考えております。

そんなところです。

〇議長(野中嘉之君) 川野辺達也君。

○3番(川野辺達也君) 済みません。質問もいろいろ難しくなってきましたので、なかなかまだわからない部分が、臆測というような言葉は変ですけれども、こんなふうな考えているのかなというのでもお答え願えればと思うのですが、企業局はそのメガソーラーに関して、単純に20年間固定買い取りのこの今東電の買電のことを考えて企業局でやると決めた感じなのか。また、ニュータウン関係の電力供給も視野に入れながらヤマダ電機とうまく連携しながら、そのニュータウン関係の電力供給も含めてこういう事業をやるような感じなのか。その辺のところははっきりした答えが出ていないと思うのですが、どのような感じかもし思い

当たることがあれば教えていただければと。

〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

「町長(栗原 実君)登壇

〇町長(栗原 実君) 県がやろうとどこがやろうと、各メーカーのいずれかをパネルとして並べることは 事実でしょうから、どこからか買うのでしょうね。県はつくっていませんから、パネルをね。ということに なると、その選択がどこにいくかということはわかりませんが、そういう考え方はできるよ、当然ね。

あとは、その電気を例えば600戸分ぐらいの発電量と、2.3メガとか4メガとかと言われていますが、電気に名前が書いてありませんので、1回あそこで発電したものを売って買うのか。でも、基本的にはヤマダさんが考えているのは話の折々では、ニュータウン全体でもまだ太陽光発電を、今既存の住宅ね、全部が上がっているわけではないと。そういう意味でも500戸を売ることも、つくっては売り、つくっては売りはしながら、板倉町のあの中についている電灯もLED化をさらに進めていただければいいとか、エコカー、電気自動車なども走らせていただければいいとか、いろんな意味で総合的な環境を大事にする配慮した最先端の板倉ニュータウンに衣がえができればというふうに、それはまたそれがセールスポイントにもなるのかななんていうことをちらりほらり話が出たような経緯もございます。

したがって、単に今のニュータウンの売れ残った土地を販売するということも含めて、さらに今の時代ですからうちはもう建っていると。だから、太陽光発電入れたいのだけれども、そういったときにはヤマダが積極的にもしかすると売りに行ったり、そのための本拠地もそのお店としての一部か何かを開設した中に置くのかなとか、いろんな臆測はしますが、町もできればそういったまちづくりに対して町の協力をするというできる範囲内で、やはり大事な拠点をつくり、一番ご貢献をいただくとすれば、それに協力して、どうせ買うのならここらで買ってくださいというようなことまで踏み込めるかどうかは別として、協力体制をできるだけとっていくという、それが先ほどお答えしたさらに細かい内容になるかと思います。

今質問した直接の答えは、電気に名前が書いてありませんので、ヤマダの電気があそこで賄うのかとか、 そういう答えについては県の発表のとおりであります。

〇議長(野中嘉之君) 川野辺達也君。

○3番(川野辺達也君) いずれにしても、この町にとっては決して全然マイナスのことではなくて、これだけ新聞にでかでかと大きい活字を使って、メガソーラーにしても、ヤマダ電機進出にしても、インパクトは大きいインパクトがあったのはこれは間違いないと思います。

その中でなかなか臆測、情報が完全に紙面で締結されたわけでもないですし、臆測も含めた中でまたお伺いをするしかないのですが、先ほどもメリットという話がありましたけれども、またこれも答えも臆測になるかどうかちょっとあれなのですけれども、わかる範囲で教えていただきたいのですが、企業局の土地に企業局がメガソーラーを自分でつくってというか、つくって、当町のその活字が躍ったことがメリットになって、ヤマダ電機が進出というのもメリットになりますけれども、現実的に町に固定資産税も含めた落ちるお金といいますか、町に配分されるのがこれが1キロワット売電した金額の何%とか、その固定資産税とかという細かいところまで含めた、こんなふうになるのかなというのがもしわかればお教えいただきたいのですけれども。

〇議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

「産業振興課長(山口秀雄君) 登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) 町のメリットということでございます。

先ほど来ご説明もしておりますが、まず非常に今回の企業局のあの土地が、なかなか利用が難しいということ、それがずっとそのまま利用されないということを考えれば、まずあそこがメガソーラーで整備されるということは非常に大きなものでありますし、当然その企業局からの交付金、こういう収入も財政上のメリットとして考えられます。また、町並み的にも、そしてまた話題性、こちら的にも町には大きなメリットと考えております。

その具体的な交付金の関係ですが、こちらにつきましては、まず施設は県有地ということになりますので、 土地は非課税という形になりますが、この太陽光の設備、これが固定資産税の対象となる償却資産というこ とになりますので、耐用年数が17年ですかね、これについては企業局のほうから固定資産税に相当する額と いうことで、国有資産等所在市町村交付金という交付の収入が見込まれると伺っておりますが、具体的な金 額につきましては、やはり算定してということになりますので、現在のところちょっとわからないというこ とでございます。

以上です。

〇議長(野中嘉之君) 川野辺達也君。

○3番(川野辺達也君) いずれにしてもこれをきっかけに、今町長からもお話ありましたように、次の段階、ステップに行ければ、町も含めて町民の皆さんも少し今までよりもかなり便利な生活が送れるようになればと思います。なかなか質問も少し難しくなってきていますので、ヤマダ電機のほうに少し移らせていただいて、メガソーラーは一応これで終わりにします。

ヤマダ電機の出店について少しお話をお伺いしたいと思います。でも、同じような話になってしまうのですよね。

まず、新聞報道での山田社長が町といろいろ話し合いをしながら、まちづくり、いいまちづくりをしていきたいというコメントが載っていたと思うのですが、具体的に町も積極的にお話をしていただいて、企業局も含めてだと思うのですけれども、どういうふうな町に対して要望、またヤマダ電機さんに対してこういうふうなことはお願いできるでしょうかというようなお願いも含めて、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

[產業振興課長(山口秀雄君)登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) それでは、ご答弁させていただきたいと思います。

ヤマダならではのまちづくりの提案という、これに対しまして町としてはどのようなことを要望していきたいかということでございますが、基本的にヤマダ電機さんに要望という形ではなくて、町といたしましては5月28日にヤマダ電機さん、それから企業局、それと本町、この3者で締結いたしました進出協定、これに基づきましてヤマダ電機さんが進める、先ほど来ありますが、環境配慮型住宅団地というような形の開発による住宅販売が、板倉ニュータウン事業の完成に向けた確実な実績になりますよう、最大限の協力体制をとっていくという、こういうスタンスでございます。

具体的には、先ほど町長のほうからもありましたが、例えば防犯灯とかそういう街灯のLED化とか、そ

れから既存の住宅、こちらへの太陽光発電の施設の設置推進など、環境に配慮したまちづくりへの協力要請、こういうものが今後あるかと思われますので、その際は、もちろん町の財政状況に応じてという部分は当然ございますが、調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(野中嘉之君) 川野辺達也君。
- ○3番(川野辺達也君) ありがとうございます。

ちょっと前後してしまうのですけれども、出店の経緯とか坪数は、先ほど町長から300坪から400坪ぐらいのそんなに大きな店舗ではないというお話を伺いました。改めてちょっと場所的なことなのですけれども、まだ実質はっきりしないというか、大体この辺だという坪数はわかっているのですけれども、ここにできますという場所はもうはっきりしているのですか。まだわからない。

〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) 以前そういう話し合いの中で出た場所は、駅のロータリーに一番近いところで、大体3分の1ぐらいかななんていうぐらいで、例えば300、400とかというものでなく、その計算でいくと1万5,000平米ですから、5,000平米程度の敷地の中にどのくらいのでかさのものをつくるのかわかりませんが、以前出た話では、いずれにしてもロータリーに直近のところへつくる。だから、いわゆるその奥があくと、1万平米前後あくのかなと。それに対して先ほど、ヤマダさんも努力をしていただけるでしょうし、我々も努力をするというようなことになっていくのだろうと感じています。

- 〇議長(野中嘉之君) 川野辺達也君。
- ○3番(川野辺達也君) ありがとうございました。

ヤマダ電機さんがお店を構えてソーラーを駅の北側ですか、メガソーラーをつくって、多少なりとも町が 固定資産税をいただけるような形になって、今後としてなかなか立地条件が商業施設と言われる南側、国道 354号までの間がなかなかもし商業施設というのが進出してくれないような形ならば、もし提案というか、 これも賛否が出ることとは思いますけれども、あの辺をもっと大規模なソーラー的なことというのを提案し て、もちろん今年、来年というか、そういう話はないのですけれども、余り進出するような企業がなければ、 風景をちょっと阻害するような話も出るかもしれないのですけれども、その辺というのは今後の提案として お考えがあるかどうかというのをちょっとお聞かせ願えればと思うのですが。

〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) メガソーラーをとりあえず跨線橋の北側というようなことをご提案を申し上げた経緯は、先ほど言った土地の今埋め立てを鎮圧をしてありますが、プレロード。沈むのも、非常に沈む幅もいわゆるだから下の部分も悪い。それから、地形的なもの、形ね、それに加えて線路が突っ切っていると。あとは、比較的ニュータウンの住宅の密集地に遠いということも含めて、それは率直に言ってどういう弊害が出るかはわからないところもあるわけですね。

例えば太田市、山の上につくっていますし、榛東村も山の上といっても丘的なところですが、そういった ことを考えるときに、平野部でしかも住環境を大事にするということを考えたときに、単に騒音とか見た目 がきれいとかというだけでなく、まぶしいとか、思わないマイナスの面が出る可能性も、個人的にはそんな感じもちょっと心配は持っていた経緯もありまして、とりあえずそちらには進めたということですが、この後どんな形で、メガソーラーもいろんな建て方もありますし、何か聞いておりますのに、ヤマダのソーラーについては特殊な、普通一方に南なら南を向いて並べるのですが、山形に全面的にこういうふうに、そうすると北側の部分が反射をし、いわゆる発電の効率が落ちるだろうと。それを克服できるような特殊なものの技術を加えたソーラーを中国に発注をしているとか、提携をしているとか、いろんな話がほら、確認のできないね。

だから、現物が出てどういった害もあるものかないのかも含め、特に平野部でありますし、ニュータウンというある意味では住に、住むことに利便性と環境を整えるときに、さっき言った線路を背にしたブーメラン状のあそこが約9ヘクタール、9.7ぐらいあったのかな、約10近くね。非常に広大な場所ですし、あらゆる努力をしてできるだけ、当面はメガソーラー的なものでない形で努力をすることがよろしいかなと思っておりますし、またいろんな判断をしながら、近い将来、20年も30年もあそこを草っ原で置いて、企業局が刈り取り賃ばかり払っていて合わないから、企業局がこれを入れるよといったときに、反論ができるような余地がなければ、ある意味では同感に近い形であれば、選択としてはいろんな選択肢が出てくるだろうと考えておりまして、今の提案も参考材料としてお受けしておきます。

〇議長(野中嘉之君) 川野辺達也君。

○3番(川野辺達也君) 経緯はどうであれ、ヤマダ電機も駅前に店舗を出すし、子会社のエス・バイ・エルのハウスメーカーでニュータウンのあいている土地にあれだけ大きな新聞報道で、世界一の家電量販店の会社が新聞報道で言ったのだから、かなりの決意で板倉ニュータウンを成功させて、それを日本全国、また世界、アジアも含めた世界にこのスマートハウス、スマートタウンを発信していきたいという思いが、私個人的には持っているのですけれども、それでもできるだけ町も協力体制をとっていただきまして、何とかこの大きなプロジェクトを成功する方向に導いていただきまして、結果的に今庁舎建設なんかも町も検討中でありますけれども、恐らくヤマダ電機さんのそのソーラー関係とか、また町内の中小零細電器店の事業主の方もおります。その辺のパイプ役も町も全部含めていい方向にいくようになっていただければと思っておりますので、なかなか質問が、済みません、まとまらなくて、時間もちょっと早いのですけれども、またいろいろ経緯がわかりましたら、こういうきっかけでご報告いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで質問終わります。ありがとうございました。

○議長(野中嘉之君) 川野辺達也君の一般質問が終了いたしました。

以上で一般質問の全てが終了しました。

○散会の宣告

○議長(野中嘉之君) あすの7日は総務文教福祉常任委員会を開催します。8日及び9日は休会とし、10日には産業建設生活常任委員会を開催します。11日と12日の両日は各常任委員会の決算事務調査を行います。13日は休会とし、14日の最終日は午前9時から本会議を開きます。

本日は、これをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 (午後 2時06分)